

地球温暖化対策地域推進計画 策定ガイドラインの改訂について



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

環境省地球環境局
地球温暖化対策課

はじめに

- このガイドラインは都道府県、市区町村が地球温暖化対策地域推進計画を策定する際に、策定の手順や策定の内容について参照することを目的に作成したものである。
- 平成5年8月に「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」が初めて作成・公表され、その後、政策上の環境変化や、京都議定書で定める第一約束期間(2008年から2012年)を目前に控え、「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン(第3版)」として取りまとめた。
- 地球温暖化対策地域推進計画の策定は、都道府県、政令指定都市ではほぼ完了しているが、一方、市区町村のレベルでは相当程度の地方公共団体が未策定となっており、地域に根ざした基礎自治体の立場から、地球温暖化対策を実践するためには一刻も早い策定が望まれる。

目 次

1. 地域推進計画策定の背景・意義
2. 温室効果ガス排出量の現況推計
3. 温室効果ガス排出量の将来推計
4. 温室効果ガス排出削減および吸収源対策・施策について
5. 計画目標の設定
6. 対策推進の施策立案、推進体制

- 参考資料1 都道府県における地域推進計画の策定状況
- 参考資料2 温室効果ガス排出量計算のための算定式及び排出係数一覧
- 参考資料3 市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン
- 参考資料4 地方公共団体における施策事例
- 参考資料5 関連する国の施策概要
- 参考資料6 アンケート調査結果(都道府県および地区町村)

地域推進計画の法的根拠

地球温暖化対策推進法における地方公共団体の責務

<区域内の活動に関するもの>

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」

(法第二十条)

⇒ 地域推進計画

京都議定書目標達成計画にみられる 『特に地方公共団体に期待される事項』

(1) 総合的・計画的な施策の実施

区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策（地域推進計画）を策定し、実施すること。

(2) 都道府県の役割

広域的な公的セクターとして、交通流対策や業務ビルや事業者の取組促進といった広域的かつ規模の大きな対策を推進。

(3) 市区町村の役割

区域の事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地球温暖化対策地域協議会と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析し、主として地域住民への教育・普及啓発・民間団体の活動支援など、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、都道府県、国と連携して推進。

ガイドライン第3版の狙い

- ・ これまでの策定実績が十分ではない市区町村において、市区町村といった基礎地方公共団体に求められる役割を明確にした上で、必要十分な地域推進計画の構成、内容を提示し、地域推進計画の策定が推進されること。
- ・ 都道府県、市区町村のいずれにおいても、目前に迫った京都議定書における第一約束期間(2008年～2012年)の温室効果ガス排出削減が確実に実行できるよう、具体的な対策・施策に裏付けされた計画の策定が行われること。
- ・ PDCAサイクル(Plan/Do/Check/Action)を重視し、予算策定、事業実施などの地方公共団体のスケジュールと整合が図れるようなフォロー体制整備を促す。

地域推進計画策定の手順フロー ～都道府県～

地域推進計画策定の背景、意義の整理
(→第1章P1～16参照)
地域特性の整理等

- ・既存の類似計画、
上位計画のレビュー
- ・域内の市区町村の地域推進計画
策定状況確認と役割分担の認識

温室効果ガス排出量の現況推計(→第2章P17～40参照)

↑ 市区町村では必須ではない

温室効果ガス排出量の将来推計(→第3章P41～52参照)

↑ 市区町村では必須ではない

温室効果ガス排出抑制対策・施策の立案(→第4章P53～81参照)

計画目標の設定(→第5章P82～87参照)

相互参照による
目標達成のための
必要施策検証

計画推進体制の立案(→第6章P88～99参照)

地域推進計画策定の手順フロー ～市区町村～

地域推進計画策定の背景、意義の整理
(→第1章P1～16参照)
地域特性の整理等

- ・既存の類似計画、
上位計画のレビュー
- ・域内の市区町村の地域推進計画
策定状況確認と役割分担の認識

温室効果ガス排出量の現況推計(→第2章P17～40参照)

※行わないことも可能

温室効果ガス排出抑制対策・施策の立案(→第4章P53～81参照)

計画目標の設定(→第5章P82～87参照)

相互参照による
目標達成のための
必要施策検証

計画推進体制の立案(→第6章P88～99参照)

1. 地域推進計画策定の背景・意義

概要

第1章では地域推進計画を策定するに当たって把握すべき地球温暖化防止に関する国際・国内動向を整理した。

我が国では京都議定書で約束した温室効果ガス排出量の1990年比6%削減の確実な達成に向け、地球温暖化対策の推進に関する基本的な方向を示すものとして京都議定書目標達成計画が2005年4月に閣議決定された。

京都議定書目標達成計画には温暖化対策推進のため都道府県および市区町村に期待される役割も記されており、また、我が国の地球温暖化対策の基本的な方針を定めた「地球温暖化対策推進法」においては、地方公共団体の責務として地域推進計画の策定を定めている。

1.1 地球温暖化防止に関する国内動向(1)

京都議定書目標達成計画の骨子

- 基本的考え方
 - 環境と経済の両立
 - 全ての主体の参加・連携の推進
 - 国際的連携の確保 等
- 温室効果ガスの排出量抑制・吸収の量の目標
 - ガス種ごとに2010年度排出量の目標を設定
(次スライドの表を参照)
- 目標達成のための対策と施策
 - ガス種ごとに具体的な対策・施策、およびその効果量を示す。
- 推進体制など
 - 毎年の施策の進捗状況の点検
 - 計画の定量的な評価・見直し

1.1 地球温暖化防止に関する国内動向(2)

京都議定書目標達成計画における 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010 年度現状対策ケ ース（目標に比べ+ 12%※）からの削減量 ※2002 年度実績(+13.6%) から経済成長等による増、 現行対策の継続による削 減を見込んだ 2010 年見込 み
	2010 年度 排出量 (百万t-CO ₂)	1990 年度比 (基準年総排 出量比)	
温室効果ガス			
①エネルギー起源CO ₂	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源CO ₂	70	▲0.3%	
③メタン	20	▲0.4%	
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	▲0.4%
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9% (※)	(同左) ▲3.9% (※)
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	(同左) ▲1.6%*
合 計	1,163	▲6.0%	▲12%

*削減目標 (▲6%) と国内対策 (排出削減、吸収源対策) の差分

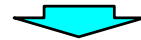
(※) 温室効果ガス排出・吸収目録の精査により、京都議定書目標達成計画策定時とは基準年(原則1990年)の排出量が変わっているため、今後、精査、見直しが必要。

1.1 地球温暖化防止に関する国内動向(3)

地球温暖化対策推進法の構造と各主体の役割(1)

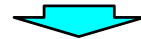
京都議定書目標

第一約束期間(2008~2012年)で1990年比6%削減



国

- ① 環境監視、排出抑制、吸収作用の保全強化のための総合的施策の推進
- ② 関係施策における排出抑制等の配慮
- ③ 自ら排出する温室効果ガスの排出抑制
- ④ 地方公共団体、事業者、国民の取組みの支援
- ⑤ 政策向上のための調査研究
- ⑥ 国際協力

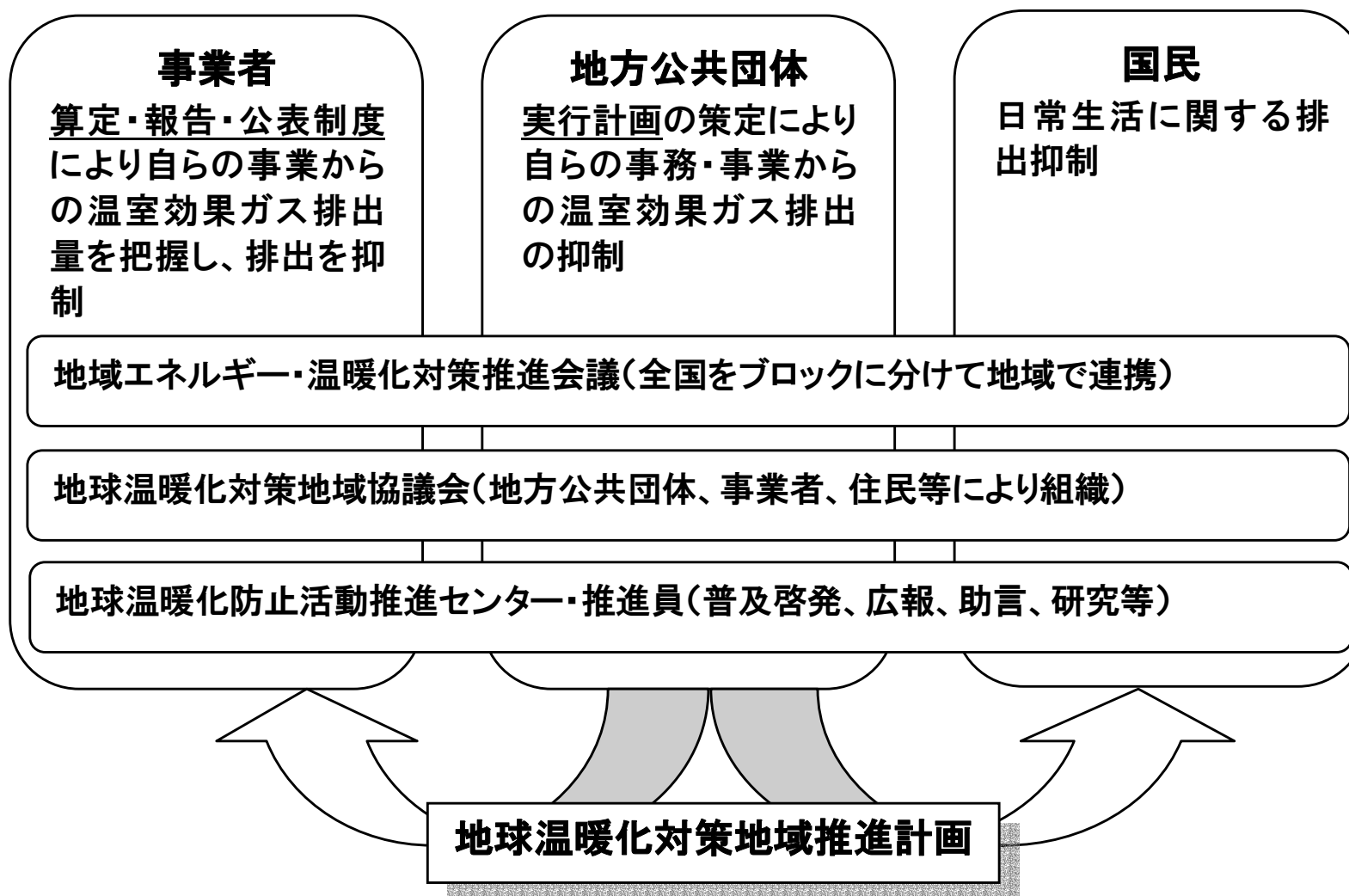


京都議定書目標達成計画

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
- ・ 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標
- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の基本的役割
- ・ 目標達成のための対策と施策
- ・ 推進体制、対策の評価

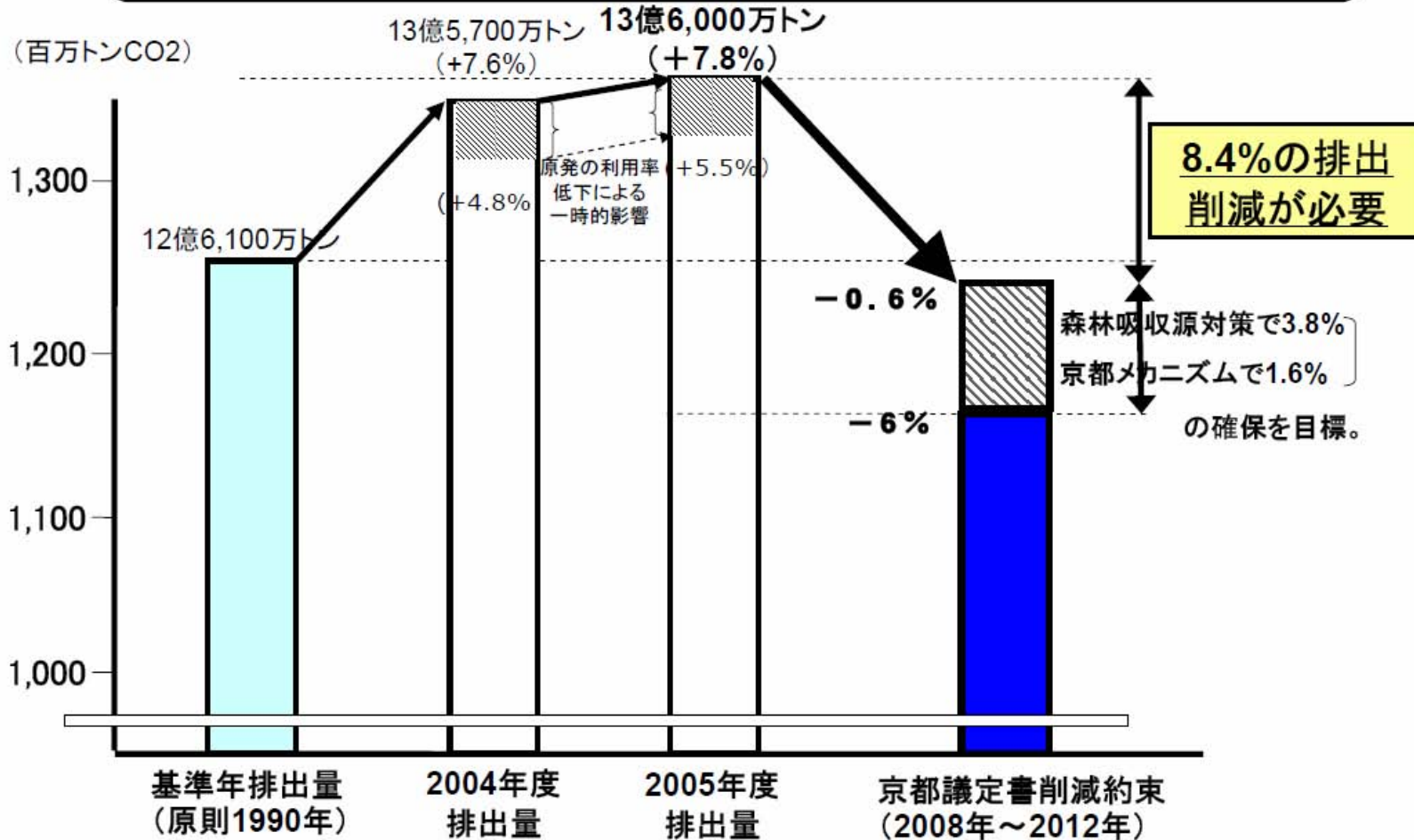
1.1 地球温暖化防止に関する国内動向(4)

地球温暖化対策推進法の構造と各主体の役割(2)



1.1 温室効果ガスの種類と我が国の排出実態(1)

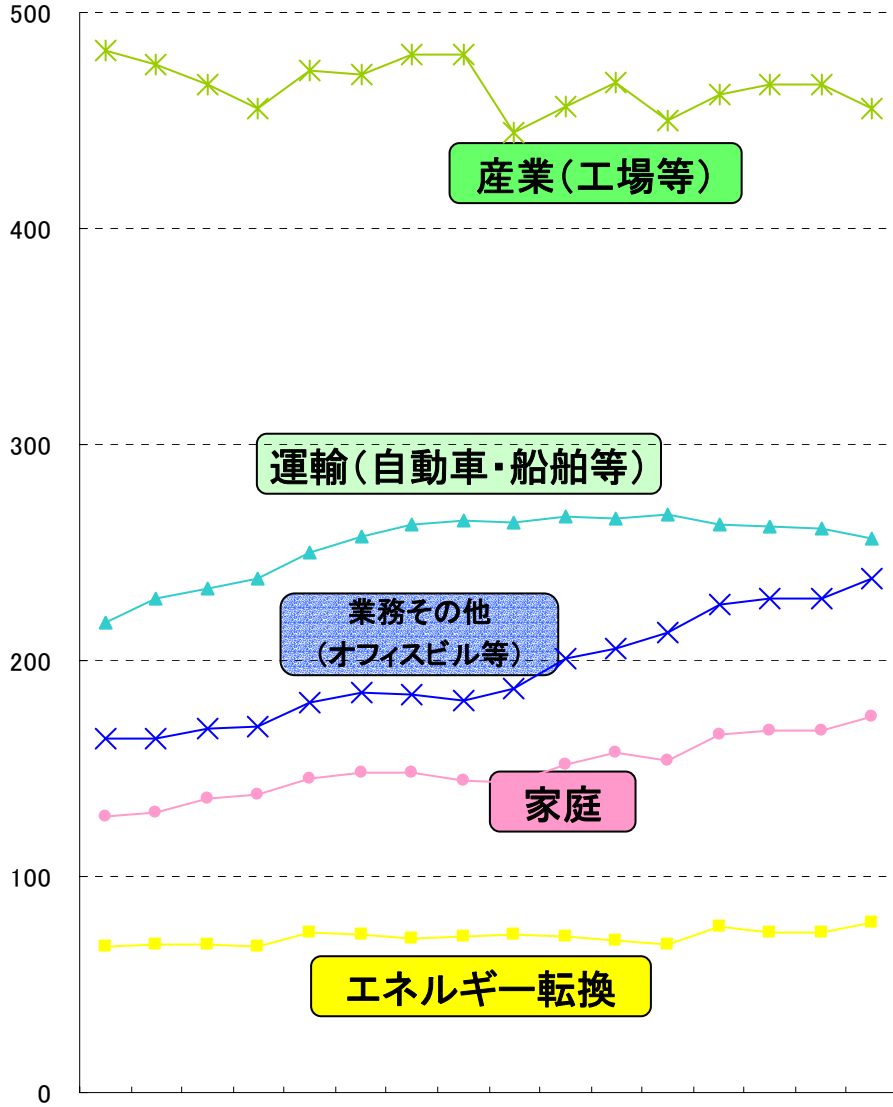
2005年度における我が国の排出量は、基準年比7.8%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、8.4%の排出削減が必要。



1.1 温室効果ガスの種類と我が国の排出実態(2)

部門別エネルギー起源CO₂排出量の推移と2010年度目標

単位:百万トンCO₂



単位:百万トンCO₂

(注) %の数字は、基準年比削減(増減)率

1990年度	増減率	2005年度	目標までの削減率	2010年度目安 ^(※) としての目標
482	-5.5% ↓	456	-4.3% ↓	435
217	+18.1% ↑	257	-3.1% ↓	250
164	+44.6% ↑	238	-44.2% ↓	165
127	+36.7% ↑	174	-29.2% ↓	137
68	+15.7% ↑	78	-14.0% ↓	69

(※) 温室効果ガス排出・吸収目録の精査により、京都議定書目標達成計画策定時とは基準年(原則1990年)の排出量が変わっているため、今後、精査、見直しが必要。

1.2 地域推進計画の法的根拠

地球温暖化対策推進法における地方公共団体の責務

<区域内の活動に関するもの>

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」

(法第二十条)

⇒ 地域推進計画

<自らの事務及び事業に関するもの>

「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。」

(法第二十一条)

⇒ 実行計画

1.2 目標達成計画における地方公共団体の役割(1)

<基本的役割>

(京都議定書目標達成計画より抜粋)

(1)地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。例えば、省CO₂型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

(2)率先した取組の実施

地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画を策定し、実施する。

(3)地域住民等への情報提供と活動推進

都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会が指定、委嘱、組織されている場合には、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うよう努める。

1.2 目標達成計画における地方公共団体の役割(2)

■特に都道府県に期待される役割

(京都議定書目標達成計画より抜粋)

特に、都道府県は、地域のより広域的な公的セクターとして、主として、交通流対策やその区域の業務ビルや事業者の取組の促進といった、広域的で規模の大きな地域の地球温暖化対策を進めるとともに、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会及び地球温暖化防止推進員と協力・協働しつつ、実行計画の策定を含め市区町村の取組の支援を行うことが期待される。また、地域ブロックごとに置かれる「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」(京都議定書目標達成計画第4章第3節参照)を活用して、地方公共団体を中心とした地域の各主体の地球温暖化防止に関する取組をバックアップする。

■特に市区町村に期待される役割

特に、市区町村は、その区域の事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地球温暖化対策地域協議会と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源をいかした新エネルギー等の導入のための調査・導入事業といった、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や都道府県、地域の事業者等と連携して進めることが期待される。

1.3 地域推進計画の策定状況

- ・ 都道府県については、平成18年4月時点で47都道府県全
てにおいて策定が完了している。
(→本ガイドライン第1章 p15 参照)
- ・ 市区町村については、平成18年4月時点で、60市区町が
策定している。平成19年6月現在では、政令指定都市に関
しては全ての市で策定が完了しているが、市区町村全体
としては、策定状況は芳しくない。
(→本ガイドライン第1章 p16 参照)

2. 温室効果ガス排出量の現況推計

概要

都道府県及び市区町村における温室効果ガス排出量の
現況推計手法について対象分野の整理や既往調査における手法を提示



推計手法についてまとめる

＋
エネルギー起源CO₂に関しては、排出量の増減に関する要因分析の手法と結果の
考え方を示し、将来推計や対策・施策の検討に繋げることを想定している

地域推進計画を策定し、継続的に現況推計を行う地方公共団体担当者の負荷を考慮し、現況推計に過度な労力をかけることのないよう、対象分野に関する柔軟性を担保するとともに、統計資料の活用等を推奨している。

◎ エネルギー起源CO₂ (市区町村)

既存事例の中では「市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン(資源エネルギー庁)」に従う把握方法を推奨しつつ、「市町村別温室効果ガス推計データ(環境自治体会議)」の活用も示した上で、自治体独自の手法も併記して扱っている。

◎ その他の温室効果ガス(市区町村)

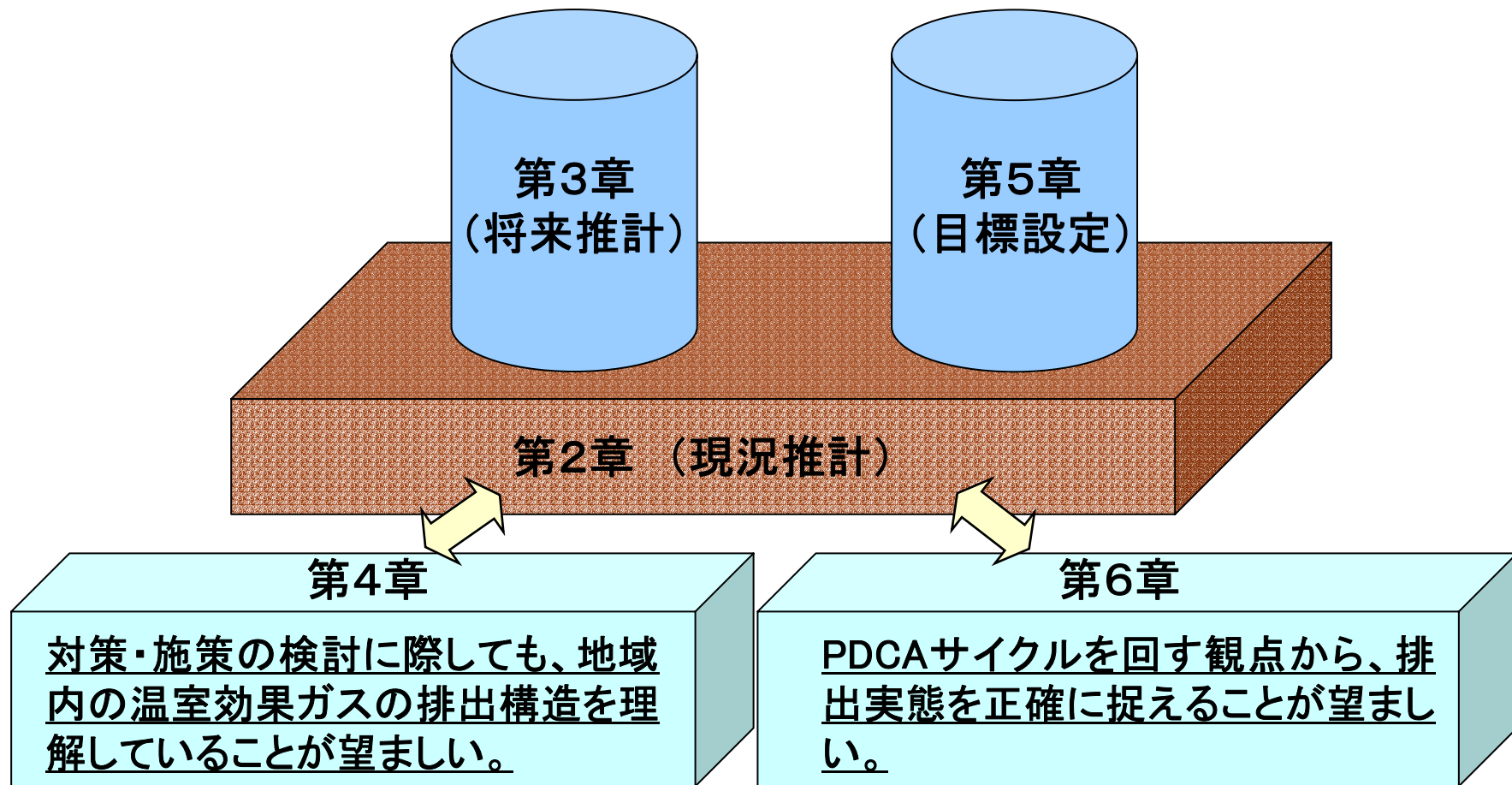
都道府県と同様の考え方としつつ、一般廃棄物分野以外は対象外として構わないとしている。

※排出量把握のための詳細な算定式及び排出係数については、参考資料2を参照

◎ 要因分析

地域に適した対策・施策を検討する上で重要であり、市区町村ではここに示す手法に倣わなくても良いが、可能な範囲で関連指標の把握に努めることが望ましい。

2.1 地域推進計画における現況推計の位置付け



本ガイドラインでは、推計の精度を高めることに過度の時間と労力をかけるより、対策・施策の立案や推進体制の立案に力点を置くことを推奨する。もちろん、現況推計の精度向上に取り組む余裕のある地方公共団体にとっては、可能な範囲でより実態に近い推計を行うことが期待される。

2.2.1 把握対象の整理(1)

把握の対象分野をまとめると表の通りであるが、市区町村において算定対象とすべき分野はエネルギー起源CO₂と廃棄物(特に一般廃棄物)であり、他の分野は原則対象としなくてよい。なお、市区町村に関しては、排出量の把握は行わず、対策・施策に特化した推進計画とする考え方も取りうる。

現況分析で対象とする分野毎の優先度

対象分野	対象自治体	優先度
エネルギー起源CO ₂	都道府県	◎
	市区町村	◎
工業プロセス等 (エネルギー起源CH ₄ 、N ₂ Oを含む)	都道府県	◎
	市区町村	○
廃棄物	都道府県	◎
	市区町村	◎
農業	都道府県	◎
	市区町村	○
代替フロン等3ガス	都道府県	◎
	市区町村	○

※算定対象とすべきは◎、原則対象としなくて良いが可能な範囲で算定すべき分野は○とした。
 ※吸収源については、第一約束期間中のみカウントすべきであるため、現況推計では対象外としている。

2.2.1 把握対象の整理 (2)

把握対象期間

CO₂・CH₄・N₂O : 平成2年度(1990年度)以降

代替フロン等3ガス : 平成7年度(1995年度)以降

※毎年度を対象とすることが望ましい。しかし、統計の制約などから平成2年度(1990年度)までさかのぼることが困難な地方公共団体にとっては、基準年を平成12年度(2000年度)とするといった対応も考えられる。

2.4 市町村における現況推計(1)

現況推計の考え方

排出量の計算の基本形は以下の通り。対象活動毎の算定方法の詳細は参考資料2「温室効果ガス排出量計算のための算定式及び排出係数一覧」を参照のこと。

$$\text{排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} (\times \text{地球温暖化係数})$$

活動量 : 排出の規模を表す指標であり、地方自治体毎に把握が必要

排出係数 : 単位活動あたりの排出量

地球温暖化係数 : CO₂以外の温室効果ガス排出量をCO₂換算する量

以下では、分野別の活動量の把握方法について示す。

2.4.1 エネルギー起源CO₂

2.4.2 エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス(特に廃棄物分野)

2.4 市町村における現況推計(1)

2.4.1 エネルギー起源CO₂

市区町村におけるエネルギー起源CO₂の現況推計については、次の方法から、各地方公共団体の実情に合わせて選択できるものとする。

① 既存統計資料のデータを採用

優先順位1:「市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン」に準拠した算定

資源エネルギー庁が作成し公表している「市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン(参考資料3)」を参照し、原則ここに示されている方法にて算定。

優先順位2:環境自治体会議「市町村別温室効果ガス推計データ」の利用

優先順位1の方法を採用することが困難な場合、「市町村別温室効果ガス推計データ(平成12年、平成15年)及び市町村の地球温暖化防止地域推進計画モデル計画」を利用して算出。

② 市区町村独自の方法を採用

都道府県と同様、市区町村においても既に温室効果ガスの排出量の把握を行っている地方公共団体については、継続性を考慮し、今後も独自の手法にて算定することができる。

参考資料3:市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン(1)

市町村の自律的な温暖化対策推進体制確立を支援するために、どの市町村においても容易に入手可能な資料と最小限の手間によりエネルギー消費量を推計できるような算定手順を提供する。

◎ 算定方法

製造業

- 「都道府県別エネルギー消費統計」中に示された所属都道府県における製造業全体での消費量を、「工業統計」中に示される製造品出荷額により按分する方法で推計を行うものとする。

非製造業

- 「農林水産業」「建設業・鉱業」の2部門に分類する。
- それぞれにおいて、「都道府県別エネルギー消費統計」中に示された所属都道府県における消費量を就業者数で按分する方法により推計を行う。

家庭

- 灯油・LPGについては「家計調査」から得られる値を補正し、世帯数を乗じて推計する。
- 都市ガス・熱供給については供給区域毎の家庭用販売実績値を「ガス事業年報」「熱供給事業便覧」から入手し、必要に応じて「住民基本台帳」から得られる世帯数により按分する。
- 電力については「都道府県別エネルギー消費統計」で得られる所属都道府県における値を世帯数により按分する。

参考資料3:市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン(2)

業務

- 都市ガス・熱供給消費量は、供給区域毎の業務用販売実績値を「ガス事業年報」「熱供給事業便覧」から入手し、必要に応じて「固定資産概要調書」から得られる業務系建物床面積により按分する方法で推計する。
- 電力消費量は「都道府県別エネルギー消費統計」で得られる所属都道府県における値を業務系床面積により按分して推計する。
- 石油製品消費量も「都道府県別エネルギー消費統計」で得られる所属都道府県における値を業務系床面積により按分して推計する。

旅客用乗用車(自家用家計)

- 算定対象は、家庭が保有する乗用車によるガソリンや軽油の消費である。
- 「家計調査」中に示された所属都道府県庁所在地におけるガソリンの年間購入量の値を補正し、世帯数を乗じて推計する。軽油については、ガソリンに含まれているものとする。

※ 詳しくは(参考資料3)参照

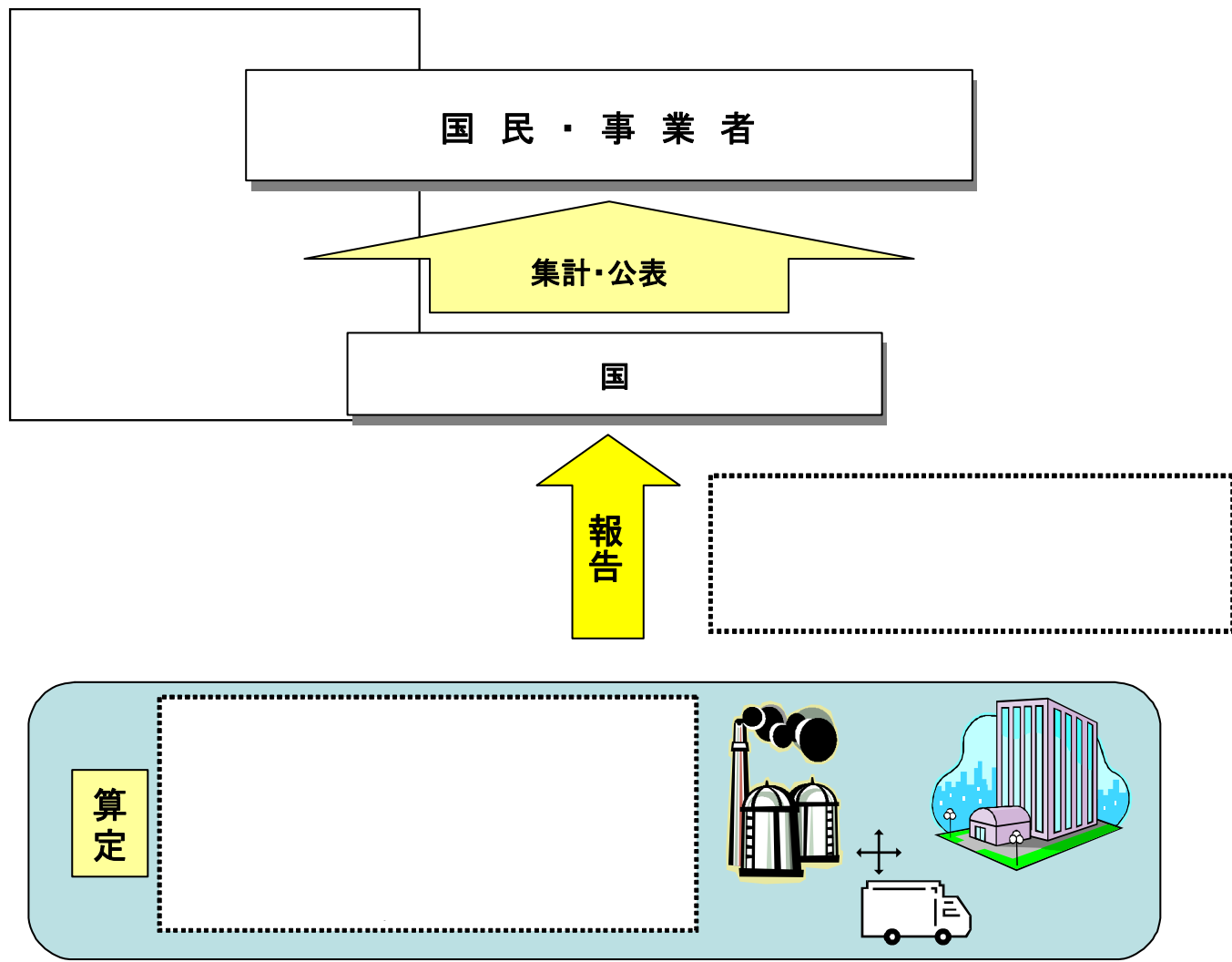
(参考) ～電気の排出係数について～

電気の使用に伴うCO₂の排出係数は、電気事業者毎に異なるものであり、かつ年度によっても変化するものです。本文に示したように、実態に即した把握という観点からは、毎年度の値を用いることが望ましいといえます。

なお、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の中で、一般電気事業者及び特定規模電気事業者の排出係数が、一定値以下のものは公表されており、この公表値を現況推計等で活用することが考えられます。

また、需要側の省エネ取組の効果を排出量で評価する際には、電気の排出係数はある時点で固定されている方が分かりやすいため、目的に応じて使い分けることも考えられます。これまで把握してきた実績で用いた排出係数との連続性を考慮することも考えられるでしょう。

参考 ～温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の流れ～



平成18年4月1日から施行

2.4 市町村における現況推計(2)

2.4.2 エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス

エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについて、対象分野や排出源は以下の通りであり、2.3.2にある都道府県における現況推計と同じ考え方で把握を行うか、2.4.1 で示した環境自治体会議のデータを利用することができる。

ただし、一般廃棄物分野以外については、地方公共団体の人的資源等を考慮し、原則推計は不要とした上で、可能な範囲での推計にとどめることが望ましい。

(1) 工業プロセス等

- 工業プロセスから発生するCO₂, CH₄, N₂O
- 燃料の燃焼に伴い発生するCH₄及びN₂O
- 自動車の走行に伴い発生するCH₄及びN₂O

(2) 廃棄物分野

- 廃棄物の焼却に伴い発生するCO₂, CH₄, N₂O
- 埋立処分場から発生するCH₄
- 排水処理に伴い発生するCH₄, N₂O
- 廃棄物の燃料代替等としての利用に伴い発生するCO₂, CH₄, N₂O

(3) 農業分野

- 水田から排出されるCH₄
- 家畜の飼養に伴い発生するCH₄等

(4) 代替フロン等3ガス分野(HFC, PFC及びSF₆)

2.4 市町村における現況推計(3)

廃棄物分野

次の4分野が対象→

- ◆廃棄物の焼却
- ◆排水処理

- ◆廃棄物の埋立
- ◆廃棄物の燃料代替利用

○ 一般廃棄物 … (本ガイドラインP.27 図2.3-1)参照

次のスライドに、一般廃棄物の処理フローの例と把握対象場面を示す。なお、ここで示す一般廃棄物の処理フローは、実際には地方公共団体によって異なるものであり、このフローを適切に捉えた上で、排出源となる活動量を正しく把握することが重要である。

○ 産業廃棄物

処理フローを示していないが、最終処分だけではなく中間処理の方法も踏まえ、排出量を把握することが重要である。

◎ 活動量の詳細な把握方法 … (参考資料2)参照

「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書(平成18年8月 環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会)」を参照

■ 一般廃棄物の活動量

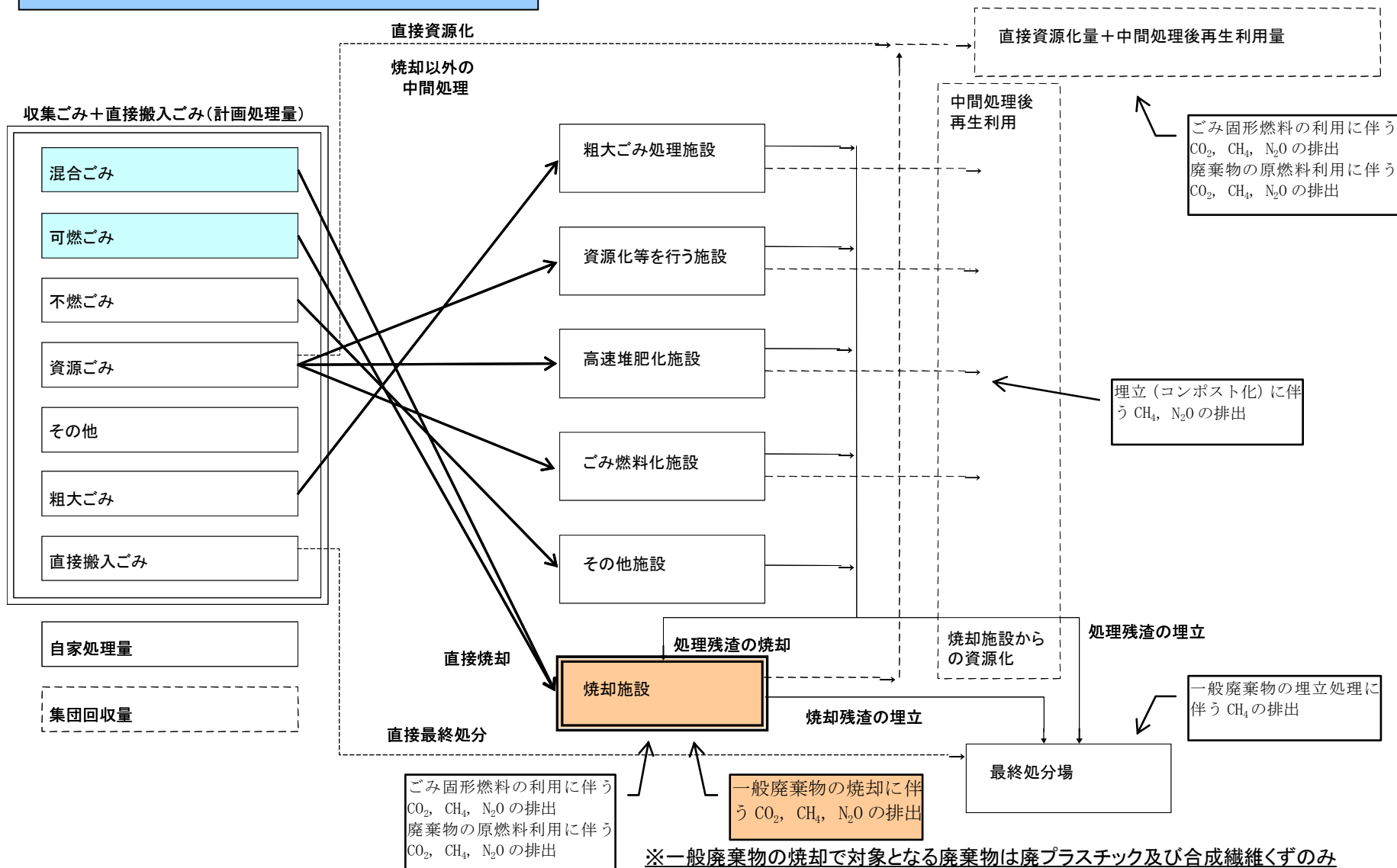
環境省が行っている「一般廃棄物処理事業実態調査」に提出している各地方公共団体のデータの活用が考えられる。

■ 産業廃棄物の活動量

各県が行っている産業廃棄物実態調査のデータや、環境省が行っている「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」のデータの活用が考えられる。

2.4 市町村における現況推計(4)

ごみ処理フローシートの例



2.4 市町村における現況推計(5)

廃棄物分野以外の算定

既に現況推計を行っている地方自治体

継続性を考慮し、今後も独自の手法にて算定することができるものとする。

新たに把握を行う場合

地方公共団体の統計や事業者の公表値によって活動量の把握が可能な場合は、排出係数を乗じて排出量を把握する。以下に示す手法による把握が考えられる。
ただし、活動量の把握が難しいものについては、対象外として差し支えないものとする。

※ 具体的な算定式及び排出係数・・・参考資料2を参照

2.5 排出増減要因分析方法(1)

- 温室効果ガスの排出抑制に向けて効果的に対策・施策を講ずるには、各地方公共団体における部門ごとの排出構造を理解する必要がある。そのためには、排出量の現況の増減に関する要因分析を行うことが望ましい。
- 都道府県では極力行うこととするが、市区町村にあつては、ここに示す手法に倣わなくてもよい。
- ただし、市区町村であっても、排出量に影響を与える可能性がある指標の把握には努めることが望ましい。

要因分析の考え方

エネルギー起源CO₂の排出量は、基本的に以下の構造式に分解することができ、この3つの量の変化に着目して排出量の増減の要因を把握する。

$$\begin{aligned} \text{CO}_2\text{排出量} &= \text{活動量} \\ &\times \text{エネルギー消費原単位} (\text{エネルギー消費量} \div \text{活動量}) \\ &\times \text{炭素集約度} (\text{CO}_2\text{排出量} \div \text{エネルギー消費量}) \end{aligned}$$

要因分析にあたって採用すべき活動量の例

産業部門	県民経済計算等による総生産、製造業出荷額等、素材系生産量 など
民生家庭部門	世帯数、人口 など
民生業務部門	総生産、床面積 など
家計乗用車部門	人口、世帯数、走行キロ など

2.5 排出増減要因分析方法(2)

- ここでは民生家庭部門を例に、要因分析結果の排出量増減の背景を理解する上で検討すべき事項と活用可能な統計を示す。
- 要因分析を行わない場合であっても、排出量の把握と合わせて、下記のような指標の把握に努めることが望ましい。

民生家庭部門における排出量増減の背景を理解する上で検討すべき事項と活用可能な統計(例)

活動量	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数の変化について、過去のトレンドと比較して大きな変化はないか 等
エネルギー消費原単位	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の属性(世帯人員、高齢者世帯比率、戸建/集合比率等)はどう変化したか。 ・夏と冬の気温等は平年と比べて開きがあったか。 ・国全体でも原単位が同様の傾向にあるのか。その地方公共団体特有の動きなのか。 ・省エネ機器の普及状況はどうか。原単位改善に寄与する効果的な施策を講じているか 等
炭素集約度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガスの供給区域に変化はあったか。 ・電力化率はどのような傾向にあるか。オール電化住宅の普及状況はどうか。 ・電気の排出係数はどのように変化したか。
活用可能な統計	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(世帯数、世帯人員) ・住宅・土地統計調査(住宅構造、新エネ設備やペアガラスの普及率) ・国勢調査(高齢者世帯比率、住宅構造等) ・気象庁ホームページ(平均気温、積雪日数等) ・総合エネルギー統計(国全体のトレンド把握) ・ガス事業年報(都市ガス供給区域) ・家計の消費動向(家電製品等保有率) ・省エネ性能カタログ(家電製品の機器効率) ・電気事業連合会HP、オール電化関連HP(オール電化住宅普及状況)等

3. 温室効果ガス排出量の将来推計

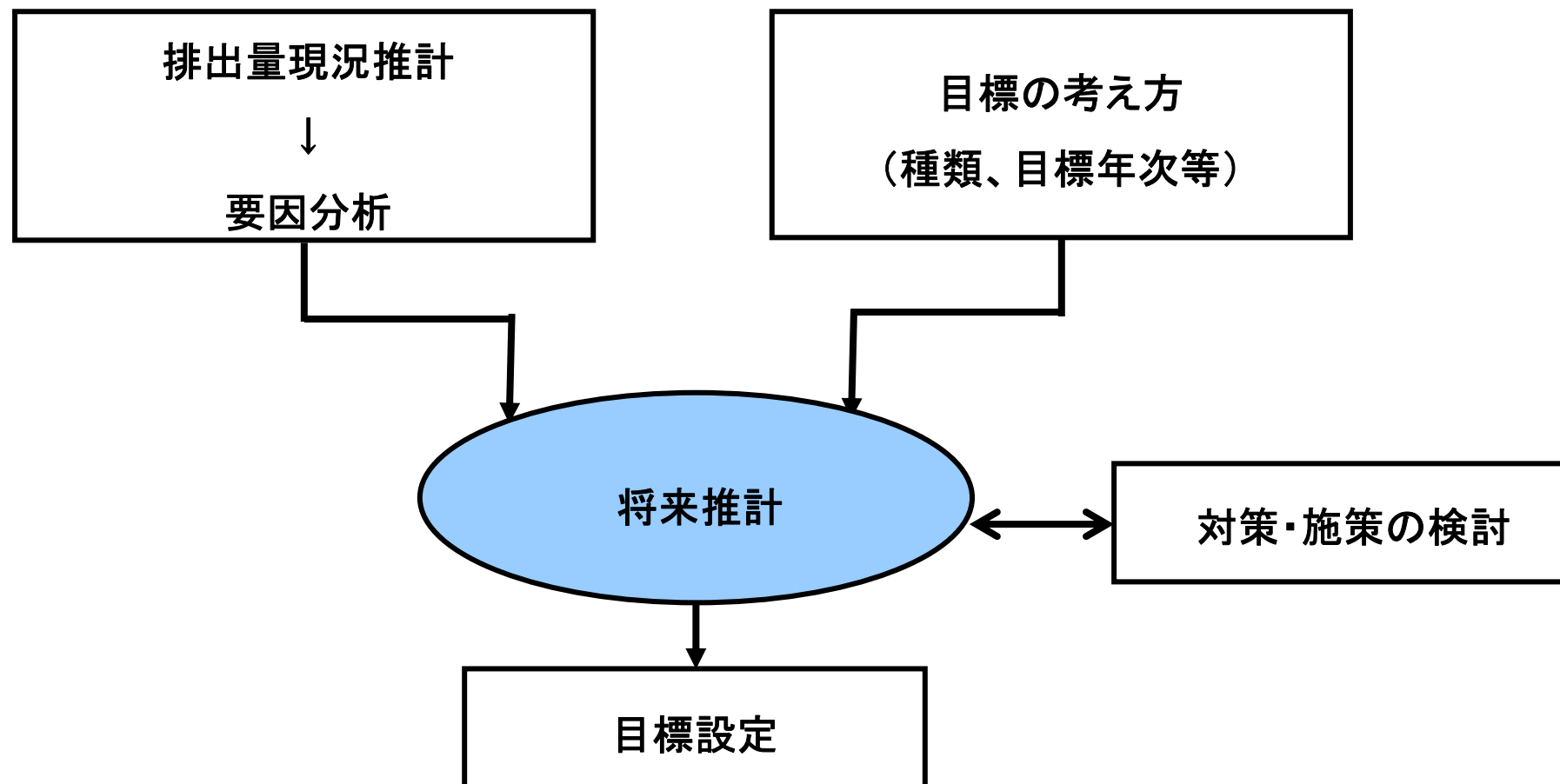
概要

温室効果ガス排出量の将来推計について、地域推進計画における位置付けを整理するとともに、主に都道府県を念頭に将来推計の手法の例や、目標達成計画で前提とした関連指標の一例を示す。

都道府県にあつては、後に示す目標設定との関連を踏まえ、将来推計を原則行うものとする。一方、**市区町村にあつては、排出量に関する目標設定そのものを求めないことから、将来推計を行わなくても差し支えないものとする。**

将来推計は、客観的なデータに基づき期待値を含めず、自治体、事業者、住民等の関係各者から見て確からしいと言えるものにするのが、計画で設定する目標の達成に向けて重要である。

3.1 地域推進計画における将来推計の位置付け



将来推計は目標の考え方や目標設定と密接な関係を持つ。総量目標や原単位目標といった目標の種類や、目標年次を先に定めた上で、将来推計及び対策の検討を踏まえ、目標値が定まるというプロセスが一般的と考えられる。

3.2 将来推計のあり方

将来推計の必要性

将来推計の必要性は、計画を策定する地方公共団体の規模や目標設定の考え方によって、以下のように分類される。

- 都道府県においては、基本的に将来推計を行うことが望ましい。
- 総量目標を掲げるためには、将来推計は原則行うものとする。
- 目標が特定の部門の排出量もしくは原単位改善率である場合、目標を設定する部門に対しては将来推計を原則行うものとする。
- 市区町村は基本的に、将来推計は不要である。ただし、政令指定都市は都道府県と同様、基本的に将来推計を行うことが望ましい。

対象範囲

将来推計で対象とする部門は、基本的には排出実績を把握する部門が全て対象となる。ただし、目標設定が部門別である場合は、その部門のみということがあり得る。また、将来推計で対象とする期間は、計画の目標年次と整合させる必要がある。

3.3 将来推計のケース設定(1)

将来推計を行う場合、その推計結果がどういう意味を持つ数字であるのか、あらかじめ定義する必要がある。例えば、国の定める目標達成計画では、以下の2ケースの推計を行っている。

目標達成計画におけるケース設定

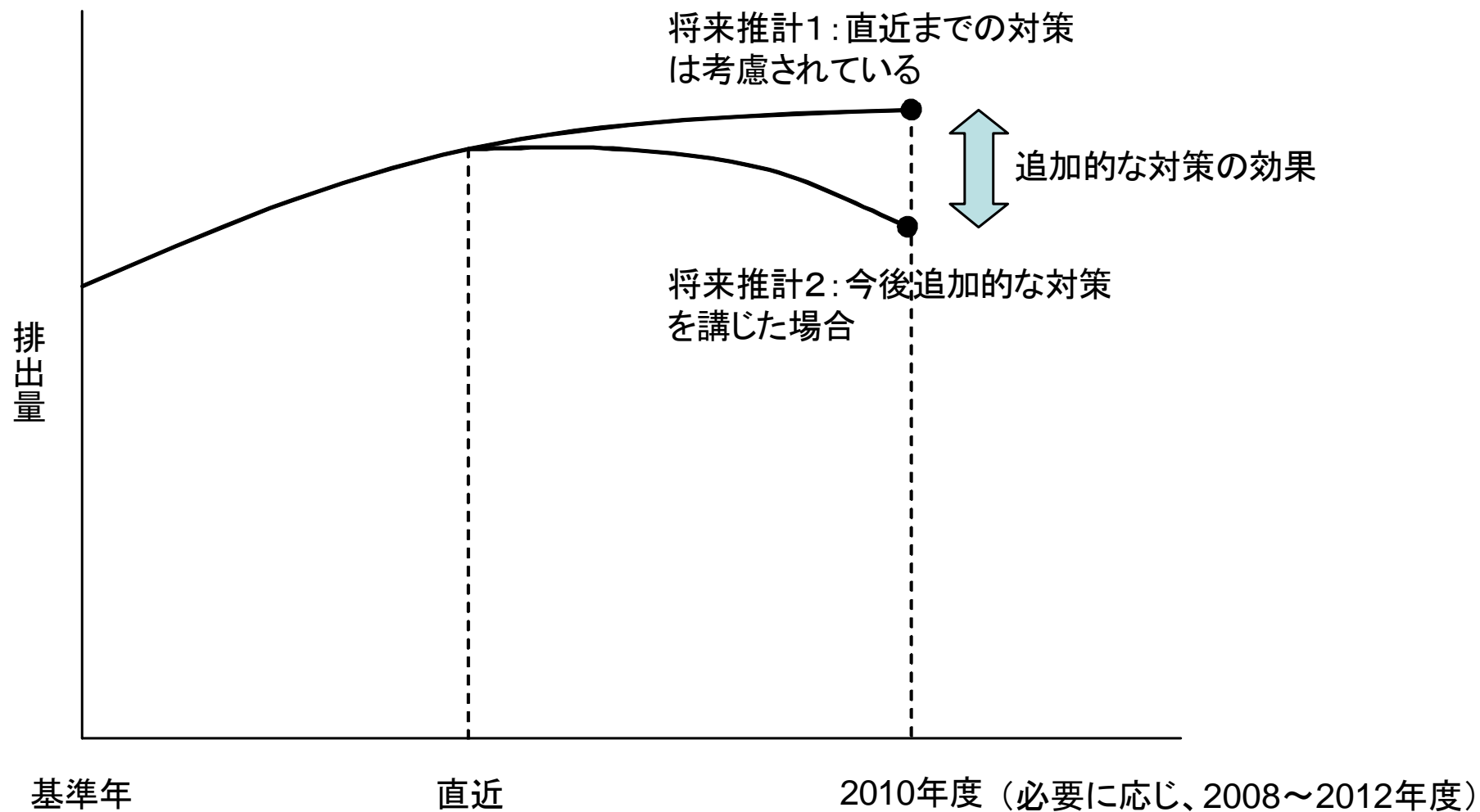
現状対策ケース	先の計画として位置づけられる地球温暖化対策推進大綱で掲げていた対策を進めた場合の推計
目標(ケース)	京都議定書の目標を達成するために、新たな対策を追加した場合の推計

地方公共団体においても、上記と類似した考え方を採用し、基準となるケース(上記であれば現状対策ケース)を定めた上で、新たな対策効果を上乘せするという手法が考えられる。

基準となるケースの考え方は、特にエネルギー消費原単位の推計に大きな影響を与えるため、あらかじめ十分に検討しておく必要がある。

3.3 将来推計のケース設定(2)

直近までのトレンドをベースに将来推計を行い、追加的な対策を検討した場合、2つのケースは以下のような関係になる。



3.4 将来推計の具体的手法(1)

将来推計1に該当するケースの推計方法

温室効果ガスの排出量は活動量と原単位に分解され、それぞれについて将来推計を行うことになる。将来推計の際の基本的な考え方と留意点は以下の通り。

将来推計の基本的な考え方と留意点

活動量	<ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体レベルでの見通しが存在する場合、その値や伸び率を採用する。・ 地方公共団体レベルの見通しが無い場合は、国や業界団体等の値や伸び率を採用する。
原単位	<ul style="list-style-type: none">・ 今後対策を取らないという前提の元、足下の原単位をそのまま将来に適用する。ただし、過去のトレンドが悪化傾向にある場合は、横ばい＝対策を取ることになるので、原則適用できない。・ 過去の原単位の動きが一定の傾向を示している場合、その傾向が将来も続くものとして外挿する。なお、基準年と直近の差分だけで外挿すると、直近の傾向が反映されない可能性があるため、なるべく毎年度の動きを踏まえて外挿することが望ましい。・ 一定の傾向が読み取りづらい場合などは、目標達成計画の前提となっている、2030年のエネルギー需給展望などの原単位改善率を適用することが考えられる。・ 廃棄物分野などで、原単位が基本的に変化しないものは、そのまま適用する。

3.4 将来推計の具体的手法(2)

3.4.1 エネルギー起源CO₂

対象分野

以下の4分野を対象とする。

- 産業部門
- 民生家庭部門
- 民生業務部門
- 運輸部門

将来推計の考え方

- 基本的に要因分析の延長にあり、排出実態の要因分析で分解した要因ごとに、目標年次の値を外挿する形で推計する。部門別に採用する活動量も、要因分析にあわせることとする。
- 可能であれば、エネルギーの種類毎(石炭、石油製品、ガス、電力など)に推計を行うことが望ましい。

3.4 将来推計の具体的手法(3)

ここでは民生家庭部門を例に、要因ごとの将来推計の考え方を以下に示す。

民生家庭部門の要因ごとの将来推計の考え方

要因	将来推計の考え方と留意点
世帯数	<ul style="list-style-type: none">・ 都道府県の場合、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成17年8月推計)の値もしくは伸び率を採用する。・ 市区町村の場合、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口」(平成15年12月推計)と世帯人員のトレンドを使って、推計することが考えられる。
エネルギー消費原単位	<ul style="list-style-type: none">・ 先に述べたように、直近の横置き、過去のトレンドに従い外挿、国の見通しに倣う、といった考え方がある。
炭素集約度	<ul style="list-style-type: none">・ エネルギー源別に推計を行う場合は、基本的には横ばいと考えられる。ただし電力については、当該地域の電気事業者の発行する環境報告書等における見通しを反映させることが考えられる。・ エネルギー源を分けない場合は、原単位と同様、直近の横置き、過去のトレンドに従い外挿、といった考え方がある。

3.4 将来推計の具体的手法(4)

3.4.2 エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス

廃棄物分野

廃棄物分野は、地方公共団体が所管する部分があるため、既存の計画などの活用も考えられる。基本的には、廃棄物等の処理量を推計し、排出係数を乗じて排出量を推計する。廃棄物等の処理量の推計にあたっての留意点は以下の通りである。

廃棄物等処理量の推計にあたっての留意点

- ・ 一般廃棄物の処理量や下水の処理量は、地方公共団体が策定している計画に従い、その値や伸び率を採用する。なお、プラスチックに関して再商品化率などの指標が一定の傾向を持つ場合には、トレンドから外挿して推計し、再商品化分を控除することが考えられる。
- ・ 産業廃棄物を対象とする場合は、基本的にトレンドから推計することが考えられる。

3.5 対策効果を踏まえた将来推計

3.4で示した手法では、過去のトレンドに従った将来の排出量が推計されるため、追加的な対策を行った場合の効果については、別途対策毎にその効果を推計し、その効果を将来推計1から差し引くことで反映させる必要がある。

対策の効果の推計方法は、対策の種類によって様々であるが、例えばエネルギー起源CO₂の場合、基本的な考え方は以下の2つに分けられる。

① 省エネ対策の場合

その効果は対策による省エネ量に対して、削減されるエネルギー毎の排出係数を乗じて推計することになる。

例えば機器1台あたりの省エネ量に導入台数を乗じるなどして推計する。その際、対策が行われなかった場合にどのような機器が選ばれていたか、という「なかりせばケース」の想定がポイントとなる。なかりせばケースで選ばれる機器の性能を非常に悪いものに想定すると、見かけ上、大きな省エネ効果をもたらすことになってしまう点に留意が必要。

② 新エネ対策や燃料転換対策の場合

新エネルギーの導入や、化石燃料であってもより排出係数の低い燃料に転換する場合、その効果は対策前後でどの化石燃料の使用がどの程度削減されたか、その削減量に対して削減されるエネルギー毎の排出係数を乗じて推計することになる。

この場合、対策が行われなかった場合にどの化石燃料が選択されていたか、という「なかりせばケース」の想定がポイントとなる。

4. 温室効果ガス排出削減および 吸収源対策・施策について

概要

第4章では、目前に迫った京都議定書における第一約束期間の温室効果ガス排出削減が確実に実行できるよう、具体的な対策・施策の一覧を示す。

それぞれの温室効果ガス排出削減対策に対し、地方公共団体が実施することが期待される施策例、利用可能な国の施策、削減効果、及び削減効果把握指標を、掲載している。

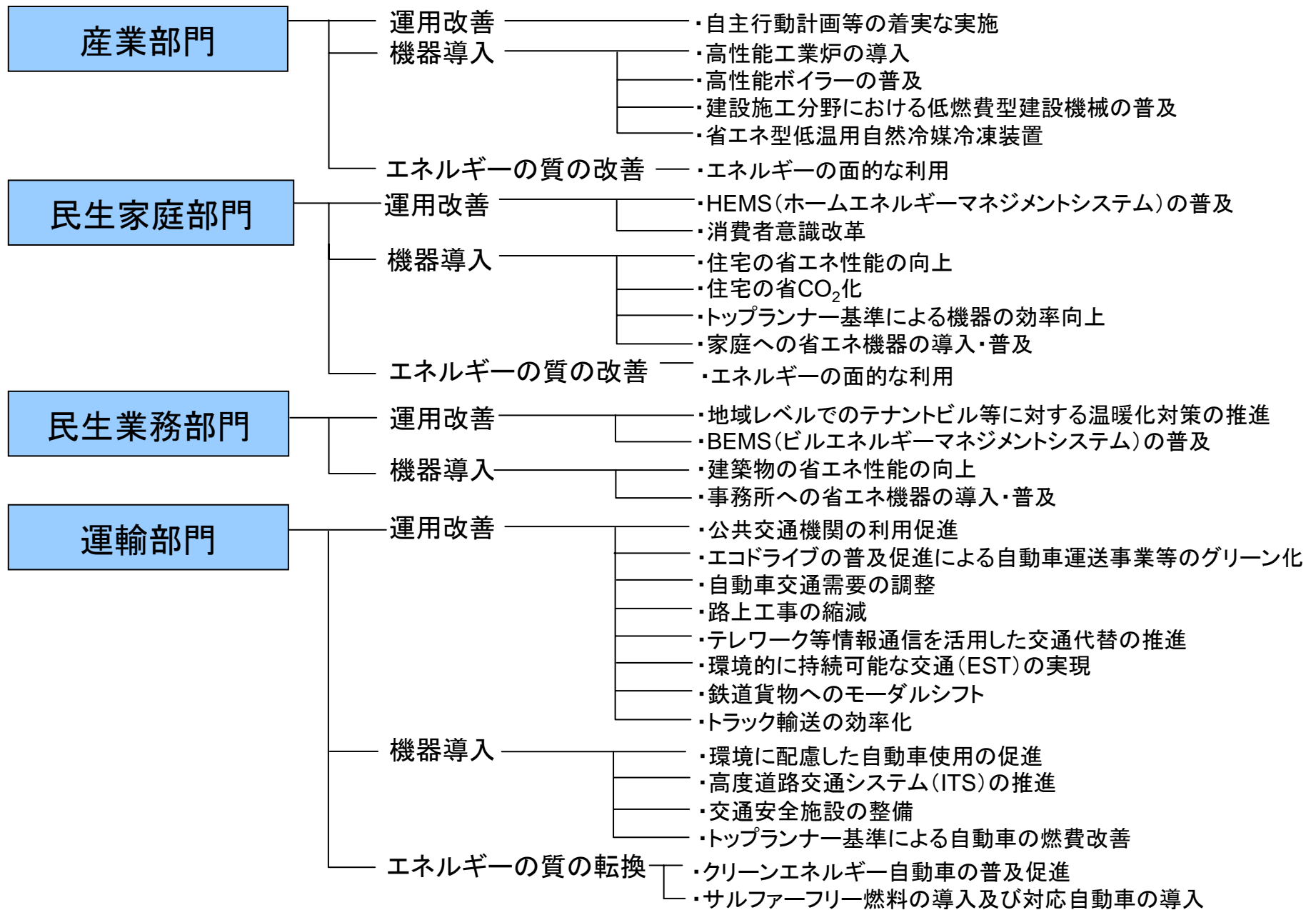
また、対策・施策の実施状況やその効果について把握・評価を行い、PDCAの実施に役立てることが望ましい。

4.1 地方公共団体における温室効果ガス排出削減および吸収源対策・施策

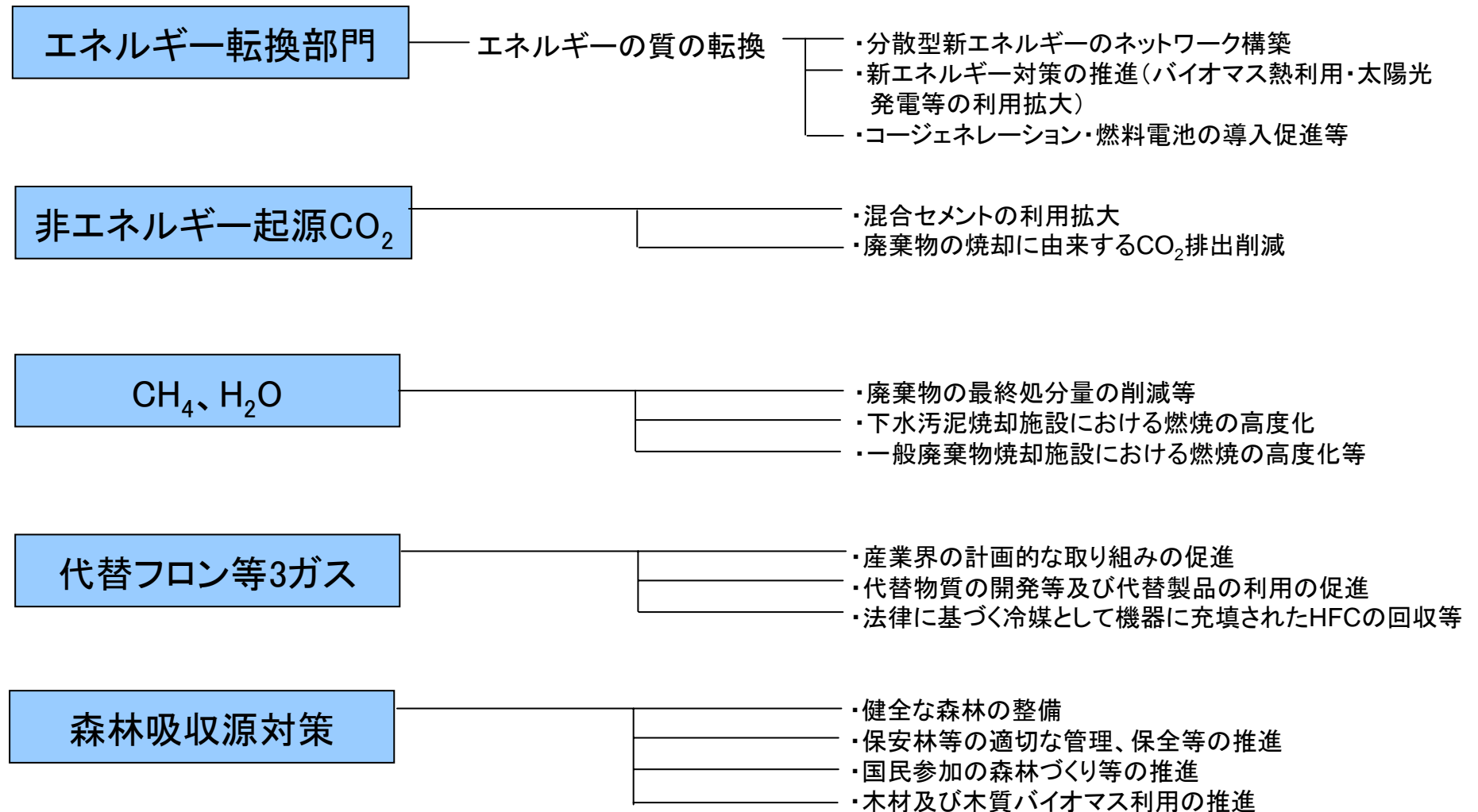
都道府県、市区町村のいずれにおいても、目前に迫った京都議定書における第一約束期間(2008年～2012年)の温室効果ガス排出削減が確実に実現できるよう、対策及び施策を実施する必要がある。対策及び施策の抽出及び実施にあたっては、実行可能性、地域特性などを考慮した上で行うことが求められる。また、ハード導入にあたっては機器の能力と需要のマッチングを考慮の上、適切な機器を導入することが求められる。

地域推進計画の策定にあたっては、具体的な対策・施策に裏付けされた計画や目標の策定が重要であるため、抽出した対策技術の導入効果を推計した上で実施する施策を検討し、それをもとに計画目標を設定することが必須である。

具体的には、年度ごとの各対策技術の導入及び施策の実施による削減効果量を積み上げ、その削減見込み量を元に計画目標を設定することが想定される。これにより、実効性ある目標設定、ひいては地域推進計画の策定が可能となる。



温室効果ガス排出削減・吸収源対策の体系



温室効果ガス排出削減・吸収源対策の体系(続き)

4.2 部門別対策一覧

施策・対策一覧表の読み方

本項において、地方公共団体における温室効果ガス排出削減及び吸収源対策・施策一覧を示す。

次に示す各部門において、対策毎に、地方公共団体が講じるべき施策と地方公共団体、民間団体が利用可能な国の施策、及び対策における効果把握指標を示している。

また、参考数値として、単位あたりの削減効果を記載する。ただし、この削減効果は、出典に記載されている効果を単純に導入台数等で割り戻した値であり、実際には可能な範囲で導入される設備の稼働状況等を踏まえて削減効果を求めることが望ましい。

【参考】

参考資料4: 地方公共団体が講ずべき施策について、施策がカバーする
対策メニュー及び、具体的な施策事例を掲載

参考資料5: 関連する国の施策を掲載

4.2.1 産業部門

- 全国的に展開している事業者もあるため、地方公共団体のみでの対応が困難な場合も多い。産業部門における施策の実施に際しては、国との役割分担がより重要になる。
- 地方公共団体に期待される具体的対策：
 - 中小規模事業所におけるエネルギー管理の普及等の対策
 - 省エネルギー機器の普及の推進・官民の連携による対策の推進
 - 環境マネジメントシステムの導入による企業の自主的取組の推進
 - 温室効果ガス排出量の報告義務付けによる企業の自主的な取組みの促進
- 特に、事業所等に対して温暖化対策に係る計画書等の策定を求める制度等の導入や、省エネ設備等の導入及び実施に対する支援措置や普及啓発等が主な施策となる。

4.2.2 民生業務部門

- 民生業務分野も産業分野と同じく、中小規模事業所における対策の重要性が高い。
- 民生業務部門の具体策：
 - 中小規模事業所におけるエネルギー管理の普及等の対策
 - 官民の連携による対策の推進
 - 企業の自主的取組みの推進
 - 率先取的取り組み
 - － 総合的な環境性能評価の活用
 - － 地方公共団体の建築物における省エネ措置の実施
 - － グリーン庁舎の整備、グリーン診断・改修の推進
 - － 既存官庁施設の適正な運用管理の徹底
 - － 省エネ機器等の導入

4.2.3 民生家庭部門(1-1)

- 地方公共団体での対策が最も重要であるとされている分野である。
- 具体的な施策：
 - 省エネ機器等の情報提供及び環境教育
 - －省エネラベルの活用・推進
 - －省エネルギー型製品販売事業者評価制度の活用
 - 省エネルギーを意識した消費行動の推進等の普及啓発活動
 - －グリーンコンシューマー行動の促進
 - －『地球温暖化対策地域協議会』の活用
- また、市区町村における施策展開においては、都道府県や近隣市町村との連携による広域的な視野での施策展開や都道府県センター、地元在住の推進員との連携を図ることで住民と密着した施策展開が可能になる。
(本ガイドライン6章参照)

4.2.3 民生家庭部門(1-2)

地方公共団体における温室効果ガス排出削減対策・施策一覧（民生家庭部門）

カテゴリー	対策名	期待される施策	
		都道府県	市区町村
運用改善等による省エネルギー	消費者意識改革	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発 グリーンコンシューマー行動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発 <u>グリーンコンシューマー行動の促進</u>
駆体改善等による省エネルギー	住宅の省エネ性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー法の指示・公表・勧告制度の活用 住宅性能表示制度の普及推進 <u>総合的な環境性能評価の活用</u> 公共住宅等の省エネ措置の実施 建築主や設計者等に対する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー法の指示・公表・勧告制度の活用(村は除く) <u>住宅性能表示制度の普及推進</u> 総合的な環境性能評価の活用 公共住宅等の省エネ措置の実施 建築主や設計者等に対する情報提供
	住宅の省CO ₂ 化	<ul style="list-style-type: none"> <u>都道府県センターを活用した省エネ情報の提供</u> 省エネ住宅、省エネ資材・設備等の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ住宅、省エネ資材・設備等の普及促進
機器導入等による省エネルギー	トップランナー基準による機器の効率向上	<ul style="list-style-type: none"> <u>省エネラベルを通じた省エネルギー情報の積極的な提供等</u> 普及啓発 <u>率先導入の推進</u> 「省エネ家電普及講座」等の普及啓発の促進 「省エネ家電普及協力店」の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> <u>省エネラベルを通じた省エネルギー情報の積極的な提供等</u> 普及啓発 <u>率先導入の推進</u> 「省エネ家電普及講座」等の普及啓発の促進 「省エネ家電普及協力店」の情報提供
	家庭への省エネ機器の導入・普及	<ul style="list-style-type: none"> <u>率先導入の推進</u> 「省エネ家電普及講座」等の普及啓発の促進 	<ul style="list-style-type: none"> <u>率先導入の推進</u> 「省エネ家電普及講座」等の普及啓発の促進

ガイドラインp.63-64より一部抜粋

※特に積極的な取組みが期待される施策を「下線文字」で示している。

4.2.3 民生家庭部門(2) ～施策事例1～

環境家計簿

下関市(山口県) 「下関版 インターネット版環境家計簿」	
所管	下関市 環境部 環境政策課
策定時期	作成:1998(平成10)年12月 稼動:2004(平成16)年3月11日 インターネット版
目的・意義	二酸化炭素排出量の削減について市民に啓発を行うこと 本市における家庭部門からの二酸化炭素排出量を把握するためのデータを集めること
対象	すべての人(市外居住者も利用可)
取組内容	<p>▶「環境家計簿」とは 1ヵ月の電気やガス、ガソリン、水道などの料金と使用量などを記入し、係数を掛けるだけで我が家で排出されるCO₂(二酸化炭素)の量がわかる家計簿。下関版インターネット版環境家計簿の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコへそくり」額を表示 ・そのほかの「おまけコンテンツ」 <p>▶インターネット版のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算をする手間を省くことができる(利用者は必要なデータを入力するだけでよい) ・集計結果を可視化(グラフ化など)することが容易である。 ・上記「エコへそくり」のような追加コンテンツをつくることことができる。
適用実績	<p>▶登録者数 2003年の環境家庭簿(インターネット版)利用者数は106世帯(そのうち、市内52世帯)で、延べ263回の利用(入力回数)</p>

ガイドライン参考資料4より

4.2.3 民生家庭部門(2) ～施策事例2～

家庭環境マネジメントシステムの実施

石川県 いしかわ家庭版環境ISO	
所管	石川県環境安全部環境政策課
目的・意義	「いしかわ家庭版環境ISO」は、県民総ぐるみの自主的な環境保全活動を展開するために、各家庭で楽しみながら気軽に取り組めるように作成した指針である。
対象	家庭
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「家庭版環境ISO取組みシート」を提供 各家庭の環境負荷量を調査してもらう ・ 「エコファミリー」に登録: 「省エネ」、「省資源・グリーン購入」、「環境学習」、「ごみの削減・リサイクル」についての取組宣言を提出した家庭 ・ 「エコファミリー(入門コース)」に登録: 取組が比較的容易な入門コース(「省エネ」、「省資源・グリーン購入」、「環境学習」について宣言)の宣言を提出した家庭 ➤ 宣言した取組を進めながら、家庭での1年間の環境負荷量を調査 ➤ 宣言した取組について1年間の「取組結果」とこれからの削減目標を提出 ➤ 資料によるグリーン購入の普及推進 ➤ 県民エコステーション(各種環境に関する情報提供、講演会開催の場)の紹介
適用実績	平成17年までの実績 認定家庭 115家庭 登録家庭 54家庭 計169家庭

ガイドライン参考資料4より

4.2.3 民生家庭部門(2) ～施策事例3～

省エネ家電普及キャンペーン

静岡県 静岡県省エネラベルキャンペーン	
所管	静岡県省エネラベル協議会(事務局:静岡県地球温暖化防止活動推進センター)
目的・意義	従来の製品から省エネ型家電製品の普及拡大を図ることによる電力消費の抑制
対象	家電販売店、消費者
取組内容	<p>販売店の協力により、一目で省エネ性能がわかる「省エネラベル」を製品に表示し、消費者が家電製品を購入する際に、適切な省エネ情報を伝達。</p> <p>キャンペーンは、電力消費の大きな夏(6～9月)と冬(11～1月)に実施(H17年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶表示対象品目 <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫 ・エアコン ・テレビ(ブラウン管) ▶全国省エネ協議会が示した全国基準を採用、省エネ基準達成率の相対評価(5段階評価) ▶協議会はHPでラベルの見方や年間の電気代の考え方等の情報提供を行っている
適用実績	<p>2006年 夏のキャンペーン参加店舗数 153</p> <p>2005年 冬のキャンペーン参加店舗数 137</p>

ガイドライン参考資料4より

4.2.3 民生家庭部門(2) ～施策事例4～

省エネ出前講座(1)

山形県 省エネ出前講座	
所管	山形県庁環境企画課
策定期間	創設：2005(平成17)年
目的・意義	環境教育、学習の機会を県内全域に広げ、環境についての理解と認識を深め、自主的な環境保全活動を推進する。
対象	消費者、学校
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶主に消費者団体を中心として、家庭で身近にできる省エネについて、県内各地で「出前講座」を開催 ▶学校においても、待機電力の測定により無駄なエネルギーを実感してもらうなど、実演を兼ねた講座を実施 ▶平成18年度からは、この他にも、車の省エネや食の省エネ、新エネルギー、山形エコアクション21など、地球温暖化対策に関する様々な要望に応える形で実施予定
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ▶平成17年度実績 <u>出前講座 計32回</u> ▶平成18年2月 <u>寒河江市醍醐小学校にて</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ CD-ROMを用いたクイズ形式の説明 ・ 推進員が温暖化の状況について解説 ・ 白熱電球と電球型蛍光灯を用いた実験により、電力を比較 ▶<u>省エネ出前講座メニュー(家庭での取組の推進)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化の背景の説明 ・ 省エネのすすめ(簡易電力測定器などで家電製品の待機電力を測定) ・ 家庭の省エネ診断

ガイドライン参考資料4より

4.2.4 運輸部門(1-1)

- 運輸部門は、温室効果ガス排出量の増加が著しく、対策の必要性が高い分野である。
- 具体的な施策
 - 公共交通機関の利用促進
 - 低燃費車の導入促進
 - アイドリングストップ等のエコドライブの普及啓発
- 公共交通の整備・利用促進やアイドリングストップ・エコドライブの推進など地域的分野での対策の実施が期待される。
- なお、現況推計及び将来推計で対象外とした分野に対して対策・施策を講じる場合は、将来推計における対策効果の反映方法等に留意が必要。

4.2.4 運輸部門(1-2)

地方公共団体における温室効果ガス排出削減対策・施策一覧（運輸部門）

カテゴリー	対策名	期待される施策	
		都道府県	市区町村
運用改善等による省エネルギー	公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の整備 <u>サービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進</u> <u>普及啓発</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の整備 サービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 <u>普及啓発</u>
	エコドライブの普及促進等による自動車運送事業等のグリーン化	<ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップ遵守対策の推進 <u>アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発</u> 	<ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップ遵守対策の推進 <u>アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発</u>
機器導入等による省エネルギー	環境に配慮した自動車使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <u>普及啓発</u> <u>率先導入</u> アイドリングストップ機能を有する自動車購入に対する支援措置 	<ul style="list-style-type: none"> <u>普及啓発</u> <u>率先導入</u> アイドリングストップ機能を有する自動車購入に対する支援措置
	トップランナー基準による自動車の燃費改善	<ul style="list-style-type: none"> <u>普及啓発</u> <u>率先導入の推進</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>普及啓発</u> <u>率先導入の推進</u>
エネルギーの質の転換による省CO ₂	クリーンエネルギー自動車の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー自動車の導入補助 <u>率先導入の推進</u> <u>普及啓発</u> 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー自動車の導入補助 <u>率先導入の推進</u> <u>普及啓発</u>

ガイドラインp.67-68より一部抜粋

※特に積極的な取組みが期待される施策を「下線文字」で示している。

4.2.4 運輸部門(2) ～施策事例1～

グリーン配送制度

愛知県 愛知県グリーン配送実施要項	
所管	愛知県環境部大気環境課 地球温暖化対策室 自動車環境グループ
策定期期	施行:2005(平成17)年12月27日
目的・意義	本県では、自動車保有台数が全国一という特殊性から、自動車の排出ガスによる大気汚染を軽減させるために平成14年10月に「あいち新世紀自動車環境戦略」を策定した。 この「戦略」の1つである「エコカー導入作戦」により、 <u>県で使用する公用車へのエコカーの導入や低公害車を導入する運送事業者等への補助を実施してきたが、さらなるエコカーの普及を目指して、愛知県グリーン配送実施要綱に基づいて愛知県へ物品を納入される事業者</u> にエコカーによる配送を依頼する。
対象	事業者
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県が締結する物品の売買契約(印刷物の請負契約を含む)の一方の当事者である事業者が県への物品の配送に自動車(二輪自動車を除く)を使用される場合に、「愛知県グリーン配送適合車」(以下「適合車」という。)での配送を依頼 ➢ 愛知県グリーン配送適合車 <ul style="list-style-type: none"> 「あいち新世紀自動車環境戦略」に定める次のエコカーのことをいう ・電気自動車 ・天然ガス自動車 ・メタノール自動車 ・ハイブリッド自動車 ・LPG貨物自動車 ・低排出ガス認定車かつ低燃費車 ・燃料電池車

ガイドライン参考資料4より


4.2.4 運輸部門(2) ～施策事例2～

アイドリングストップキャンペーン

熊本県 「アイドリング・ストップ宣言事業所」募集	
所管	熊本県環境生活部環境政策課 環境立県推進室
目的・意義	誰もがすぐに取り組むことができる「アイドリング・ストップ」を環境に配慮した運転マナーとして推奨しており、県民や事業者の先導役として、積極的にアイドリング・ストップの実践や啓発を行う事業所を「アイドリング・ストップ宣言事業所」として募集している。
対象	事業所
取組内容	<p>宣言した事業所は、業務実態に応じたアイドリング・ストップの推進に取り組む</p> <p>➤ 取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【自動車を使用する事業所】 ●【駐車場を設置又は管理する事業所】 <p>➤ 宣言をした事業所のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所などにポスター等を掲示することで、環境に配慮した事業所としてのPRにつながる ・ 環境にやさしいだけでなく、燃料費の節減にもつながる ・ 地球温暖化や大気汚染対策だけでなく、周囲への騒音対策としても有効 <p>➤ 県の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組内容に応じて啓発グッズ(ポスター、店頭用ステッカー、自動車用ステッカー、車内ステッカー)を配布 ・ アイドリング・ストップやその他のエコドライブに関する情報を提供 ・ アンケート調査等への協力を依頼 ・ 効果的又は先進的な実践事例などは県広報番組等により紹介
適用実績	➤ 登録事業所数:2613 (平成17年12月31日現在)

4.2.4 運輸部門(2) ～施策事例3～

アイドリングストップキャンペーン

新潟市(新潟県) 「アイドリング・ストップ運動」		 <small>アイドリングストップ運動 新潟市・にいがた市民環境会議</small>
所管	新潟市 市民局 環境部 環境対策課企画係	
策定時期	創設:1998(平成10)年度	
目的・意義	自動車の無駄なアイドリングをなくすことで排気ガスによる大気汚染を防止し、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素などの排出を抑制すること	
対象	市民	
取組内容	<p>▶にいがた市民環境会議との共催で「アイドリング・ストップ運動」を展開している。</p> <p>※にいがた市民環境会議 …市民や事業者が中心となって、それぞれの役割に基づいた環境保全に関する取組みを推進する会議。発足は平成9年8月26日。</p> <p>▶ステッカーの配布 アイドリング・ストップを推進するため、市ではオリジナルステッカー(下図)を作成し、配布している。配布場所は市役所本館・分館案内、黒埼支所市民課、地区事務所、市内のガソリンスタンドなどで、毎年6月(環境月間)には、とくに広く配布されている。 ステッカーは自動車の後部窓など視界をさまたげないガラス部分に貼って使用するもので、内貼り用と外貼り用の2種類がある。</p>	

ガイドライン参考資料4より

4.2.4 運輸部門(2) ～施策事例4～

公共交通普及キャンペーン

鳥取県 環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度	
所管	鳥取県 企画部交通政策課
策定時期	施行:2005(平成17)年1月18日
目的・意義	鳥取県内において公共交通機関の利用促進に取り組んでいる企業又は取り組もうとしている企業を認定することにより、公共交通機関の利用促進に対する県民及び県内企業の意識の高揚及び向上を図る
対象	事業者、個人
取組内容	<p>▶環境保全や地域の自立など地域社会に貢献する企業を「環境にやさしい公共交通機関利用推進企業」として知事が認定。支店・出張所・支所等の単位でも認定が可能。</p> <p>▶認定条件 県内で事業(営利・非営利の別、規模を問わない)を行っている法人または個人で、次の項目に取り組んでいる、または計画を立てていること</p> <p>(1)公共交通機関利用推進委員の設置 (2)社員に対する公共交通機関利用促進研修会の開催(年1回以上) (3)公共交通機関の利用促進の具体的取組の実施(次の中から1項目以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーの実施 ・自家用車通勤の自粛 ・自家用車と公共交通機関(鉄道・バス)を乗り継ぐ通勤形態の推進 ・公共交通機関に合わせた勤務時間の設定 ・公共交通機関による出張 ・これら以外の公共交通機関利用促進の具体的取組の実施
適用実績	<p>認証取得企業数</p> <p>▶48事業所(平成18年9月現在)</p>

ガイドライン参考資料4より

4.2.5 エネルギー転換部門

- 地方公共団体及び民間団体が利用できる施策を活用することでより効果的に対策を講じることができる分野である。
- 具体的な施策
 - バイオマスタウン構想の策定と推進
 - 新エネルギー等の導入支援
 - 公共施設等における率先導入
 - ー 太陽光発電、廃棄物発電等の新エネルギーの率先導入
 - ー コージェネレーション・燃料電池の導入促進
- 率先導入や導入支援措置、新エネルギー等の推進等が主な対策として期待される。

4.2.6 エネルギー起源CO₂以外

- ・ 非エネルギー起源CO₂、CH₄、N₂Oにおいては、特に廃棄物関連への対策において、市町村を中心とする地方公共団体の積極的な取り組みが期待される。
 - 廃棄物の発生抑制
 - 再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進
 - 普及啓発
 - 環境教育の推進 等

具体的には一般廃棄物有料化の導入や分別区分の細分化、一般廃棄物収集方法の変更など様々な施策実施が期待される。

※エネルギー起源CO₂以外

非エネルギー起源CO₂、CH₄、N₂O、代替フロン等3ガス、森林吸収源

4.2.6 エネルギー起源CO₂以外

地方公共団体における温室効果ガス排出削減及び吸収源対策・施策一覧

カテゴリー	対策名	期待される施策	
		都道府県	市区町村
非エネルギー起源CO ₂	混合セメントの利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 率先導入の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 率先導入の推進
CH ₄ 、N ₂ O	廃棄物の最終処分量の削減等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進 ・ 率先導入の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一般廃棄物有料化施策の実施</u> ・ <u>分別の細分化</u> ・ 率先導入の推進 ・ <u>廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進</u>
代替フロン等3ガス	産業界の計画的な取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の取組みの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の取組みの支援
森林吸収源	健全な森林の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団地的な取組みの強化や間伐材の利用促進等による効率的かつ効果的な間伐の推進 ・ 長伐期・複層林への誘導 ・ 造林未済地を解消するための対策 ・ 森林整備の基幹的な担い手の確保 ・ 育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団地的な取組みの強化や間伐材の利用促進等による効率的かつ効果的な間伐の推進 ・ 長伐期・複層林への誘導 ・ 造林未済地を解消するための対策 ・ 森林整備の基幹的な担い手の確保・育成

ガイドラインp.74-76より一部抜粋

※特に積極的な取組みが期待される施策を「下線文字」で示している。

【参考】4.2.7 森林吸収源による吸収量の推計

森林等の吸収源による吸収量の推計にあたっては、国が第一約束期間中に吸収量として計上する際の定義等がほぼ決定したことから、その手法をここに示す。
なお、吸収源については、1990年以降に人為的な活動が行われている吸収源に限定して、その約束期間の吸収量について計上を行うものである点に留意すべきである。

森林の定義

我が国の森林の定義は、現在の森林計画制度との整合性をとって、以下を満たすものとする。

◆ 最小面積:0.3ha 最小樹冠被覆率:30% 最低樹高:5m 最小の森林幅:20m

対象となる活動

第一約束期間中に吸収量として計上できる活動は、新規植林、再植林及び京都議定書第3条4項に基づく活動がある。ここで我が国が選択する第3条4項に基づく活動は、森林経営と植生回復であるが、森林吸収量については、我が国では新規植林、再植林に該当する土地はごくわずかであり、森林経営による吸収量が大宗を占めることになる。

算定方法

各種パラメータの具体的な値は参考資料2にまとめて示す。
森林における生体バイオマスの炭素ストック変化量は、2時点(基本的には2008年及び2012年を指す。)における生体バイオマスプールの絶対量の差で求められる。よって、連続する2年間における炭素ストック量が把握できれば、差分によって年間の炭素ストック増加量が推計可能となる。ある時点の生体バイオマスの炭素ストック量は、樹種別の材積に、容積密度、バイオマス拡大係数、地上部に対する地下部の比率、炭素含有率を乗じて算定する。

4.3 PDCAサイクルにおける施策効果の把握

策定した地域推進計画の実効性を確保し計画目標を達成するためには、対策・施策の実施状況やその効果について把握・評価を行い、PDCAの実施に役立てることが望ましい。対策・施策の中には定量的な把握・評価を行うことは困難なものもあるが、そのような施策であっても積極的な実施が求められる。

- 省エネルギーに資する機器や低公害車等の普及促進施策
→導入台数などを把握指標とすることによって温室効果ガスの排出削減効果の推計が可能。
- 普及啓発活動や教育活動などによるライフスタイルの改革等の対策
→排出削減効果を直接推計できるような指標を設定するのは困難であり、関連主体の参加者数や実施度という関連指標により評価を実施することが重要。

対策・施策の実施状況及び効果の把握

対策・施策の実施状況及び効果の把握には、大きく2種類の方法が考えられる。

- ①の方法で入手する方が労力やコストはかからないが、得られるデータは限られる。
- ①国や県、または事業者等が有しているデータから、導入量や実施量を把握する。
- ②施策導入と共に、導入量や実施量等のモニタリングを行い、地方公共団体独自で把握する。

【参考】A県におけるデータ把握方法

A県では、地域推進計画のフォローアップとして、次に示すような取組指標を定め、継続的なデータ把握を実施しています。

	取組指標	データ把握方法
民生 産業・ 業務部門	工業団地等の協同省エネ取組み数	担当課で把握
	エコ事業所登録制度事業所数	担当課で把握
	環境マネジメントシステム認証取得数	日本規格協会調査結果
	環境マネジメントに関する融資件数	担当課で把握
	省エネ・省資源等のコンサルティング数	担当課で把握
	エコショップの参加店舗数	担当課で把握
民生 家庭部門	こどもエコクラブ 参加クラブ数	担当課で把握
	こどもエコクラブ 会員数	担当課で把握
	環境アドバイザー 派遣回数	担当課で把握
	環境アドバイザー 受講者数	担当課で把握
	エコ・カレッジ 修了者数	担当課で把握
	県環境ホームページへのアクセス件数	担当課で把握
	エコライフ県民運動登録数	担当課で把握
運 輸 部 門	アイドリングストップ取組み事業所数	登録制度事業(担当課で把握)
	道路渋滞による損失時間	国土交通省ホームページ
	信号機の高度化・改良数	担当課で把握
	交通機関別分担率	国土交通省「旅客地域流動調査」
	低公害車の導入に関する融資件数	担当課で把握
	電気自動車導入台数	地方運輸局への聞き取り
	ハイブリッド自動車導入台数	地方運輸局への聞き取り
	天然ガス自動車導入台数	地方運輸局への聞き取り、ガス会社への聞き取り
	ディーゼル代替LPG車導入台数	地方運輸局への聞き取り
メタノール車導入台数	地方運輸局への聞き取り	
エ ネ ル ギ ー 転 換 部 門	太陽光発電(住宅用)導入規模・導入施設数	NEF調査結果(HPより)
	太陽光発電(非住宅用)導入規模・導入施設数	市町村への調査、担当課独自調査
	風力発電導入規模・導入施設数	NEDO調査「日本における風力発電設備・導入実績」
	廃棄物発電導入規模・導入施設数	担当課で把握
	バイオマス発電導入規模・導入施設数	市町村への調査、担当課独自調査
	天然ガスコージェネレーション導入規模・導入施設数	関連機関への聞き取り
	燃料電池導入規模・導入施設数	市町村への調査、担当課独自調査
	中小水力導入規模・導入施設数	担当課で把握

5. 計画目標の設定

概要

第5章では計画目標の設定方法等について示す。

計画期間は京都議定書における第一約束期間(2008～2012年)に準ずるものとするが、第一約束期間の中間年次であり、かつ地方公共団体の諸計画の目標年次とされる2010年度までを対象とすることも可能である。

計画目標としては、温室効果ガス排出量について総量削減として規定するもの(総量目標)、原単位にて規定するもの(原単位目標)に加え、個別事業の事業量にて規定するもの(事業量目標)が挙げられる。都道府県や政令指定都市においては温室効果ガス排出量として目標を設定することを原則とするが、市区町村においては事業量目標が基本となる。

5.1 計画期間

京都議定書では、1990年を基準年とし、2008年から2012年までを目標期間（第一約束期間）として計画期間を設定している。

- 地域推進計画の計画期間については、このような国レベルの期間設定を勘案し、同期間を計画期間とすることが必須である。
- ただし、地方公共団体の既存計画（総合計画、環境基本計画など）が2010年度を目標年次として扱っている場合が多いことから、地域推進計画においても、第一約束期間の中間年次でもある2010年度を目標年次とすることも可能であるが、2008年～2012年の対策を具体化させる必要がある。
- また、地球温暖化問題への対応は、主に技術的な見地から中長期的な視野に基づくことも重要である。
- 地域推進計画においても、2010年度を基本としながらも、2020年度、さらには2030年度以降を見据えたものとしても良い。なお、より長期的な視点から計画を策定することも重要であるが、京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）における具体的な計画策定を行うことが特に求められている。

5.2 計画目標

目標の種類

- 定性的な目標 将来の望ましい社会像を示すような定性的なもの
- 定量的な目標 削減量・削減率などを示した定量的なもの

定量的な目標は、「〇〇県は、温室効果ガス排出量を1990年度比で△%削減する」といった地域全体の総排出量についての削減率を示したものや、家庭や産業などの部門に限定して削減率を表現したもの、あるいは「1世帯あたりのエネルギー消費原単位を〇%削減する」といった活動原単位で表現したものが、目的に応じて選択することが重要である。

基準年

温室効果ガス排出量の基準年については京都議定書に準じ1990年(フロン等については1995年)とすることが望ましい。

ただし、データの制約等の理由により前記の基準年設定が困難な場合、あるいはその他の理由で前記の基準年以外の設定が望ましいと判断される場合は、各々の地方公共団体の裁量で任意の年次とすることができる。

計画目標の設定の考え方

地域の経済活動や社会基盤の整備状況の違いによって、設定する目標レベルについて国のものと異なったり、削減見込み量に地域差が生じることはありうると考えられる。

目標設定類型

① 総量目標

総量目標の設定例

- ・「目標年における温室効果ガス総排出量を基準年比〇%削減する」

地域全体の総排出量について、定量的な削減率を設定した目標である。部門別やガス種別に示していないことから、目標年までに削減が容易な部門やガス種を中心に対策を講じ、地域全体としての目標を達成することになると考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• 京都議定書におけるわが国全体の約束の表現と類似していることから、対策のスローガンとして分かりやすく、国際社会との協調というイメージを与えることができる。	<ul style="list-style-type: none">• 具体的な対策の内訳や実施主体が不明確であり、実際の対策効果を評価する上で使用しづらいという問題がある。• 全部門における総排出量について、現況推計及び将来推計を実施することが不可欠となり、労力及びコストが多大となる。



別途、部門別目標や事業量目標を定めることが重要である。また、エネルギー起源のCO₂は排出量の大きな割合を占めることから、総量目標の場合でもエネルギー起源CO₂排出については独立して目標を設定しなければならない。

[参考～目標達成計画における国レベルの目標～]

区分		目標(※)		2010年度現状対策ケース (目標に比べ+12%※)からの削減量 ※2002年度実績(+13.6%)から経済成長等による増、現行対策の継続による削減を見込んだ2010年見込み
温室効果ガス		2010年度 排出量 (百万t-CO ₂)	1990年度比 (基準年総排出量比)	
①	エネルギー起源 CO ₂	1,056	+0.6%	▲4.8%
	②非エネルギー起源 CO ₂	70	▲0.3%	
③	メタン	20	▲0.4%	▲0.4%
	④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス		51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源		▲48	▲3.9%	(同左)▲3.9%
京都メカニズム		▲20	▲1.6%*	*(同左)▲1.6%
合計		1,163	▲6.0%	▲12%

* 削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

(※)温室効果ガス排出・吸収目録の精査により、目標達成計画策定時とは基準年(原則1990年)の排出量が増えているため、今後、精査、見直しが必要。

② 部門別目標

部門別目標の設定例

削減率として設定

- ・「目標年における家庭生活に関わる温室効果ガス排出量を基準年から〇%削減する」
- ・「目標年における乗用車に関わる温室効果ガス排出量を基準年から〇%削減する」

削減量として設定

- ・「目標年における家庭生活に関わる温室効果ガス排出量を基準年から〇〇千t-CO₂削減する」
- ・「目標年における乗用車に関わる温室効果ガス排出量を基準年から〇〇千t-CO₂削減する」

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 地域の重点課題に即した具体的な対策・施策の進捗状況の把握に適している。・ 総量目標とする場合においても、上記の部門別目標を併用することで、県民、市民や域内事業者への訴求力を高め、対策実行の意識付けに資するものと考えられる。	<ul style="list-style-type: none">・ 具体的な対策の内訳や実施主体が不明確であり、実際の対策効果を評価する上で使用しづらいという問題がある。・ 目標を設定する部門における現況推計及び将来推計を実施することが不可欠であり、相応の労力及びコストが想定される。

③ 原単位目標

原単位目標の設定例

- ・「県民一人あたりの温室効果ガス排出量を基準年から〇%削減する」
- ・「乗用車一台あたりの温室効果ガス排出量を基準年から〇%削減する」

地域内の排出者(物)の活動を明確にし、原単位(活動量あたりの排出量)の削減率を目標として示したものである。なお、上記の例では、乗用車に関する原単位は、乗用車起因の排出量を対象とすべきであるが、県民一人当たりの原単位は、民生家庭部門における排出量だけでなく全部門の総排出量を人口で除して設定する場合もありうる。

なお、都道府県(政令指定都市含む。)において原単位目標を採用する場合、必ず総量目標に換算したものを併記することとする。

※総量目標への換算は、原単位目標(2010年度)に基礎とする活動量想定値(2010年度)を考慮することで推計できる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 部門別目標と同様に対策の実施主体が明確となり、地球温暖化の抑制には個々の取組みが重要であるというメッセージを伝えることが可能。・ 人口や経済活動が大幅に増加しており、短期的には温室効果ガス排出量の総量としての削減が期待できない地域においても、講じた対策・施策の効果を評価し着実に推進するための指標として、有効に機能する。	<ul style="list-style-type: none">・ 総量としての温室効果ガス排出削減量の担保には限界がある。

【参考】千葉県、地球温暖化防止計画（ちばダイエット計画）

千葉県においては各主体の取組促進を図る目的から、次のことを念頭に置き、家庭、事務所等、運輸、製造業の4部門ごとに原単位削減目標を設定しています。

- ア 総排出量に係る目標は、社会経済活動などにより変動要素が大きすぎるため、社会経済活動の変化に左右されにくい目標
- イ 県民や事業者など各取組主体にとってわかりやすい目標
- ウ 電気料金やガソリン代の節約など取組状況が実感しやすい目標
- エ 各種の統計資料などから計画の進捗状況を示しやすい目標

また、具体的な各部門の原単位削減目標として以下が掲げられています。

- 家 庭：世帯あたり原単位10%削減
- 事務所等：床面積あたり原単位5%削減
- 運 輸：1台あたり燃料消費量5%削減
- 製 造 業：経団連環境自主行動計画に準じ、10%削減
（化学工業、石油精製業、鉄鋼業）

これに、森林・都市緑化等による吸収量確保方策を加え、総量ベースでは「基準年1990年比で、1.3%削減」の目標が示されています。

④ 事業量目標

事業量目標の設定例

- ・「新築住宅の断熱化など省エネ住宅の普及に努め、新築住宅のうちの〇%は次世代省エネ基準に適合したものとする」
- ・「新エネルギー導入量を〇〇kW(△△千t-CO₂)達成する」
- ・「環境家計簿を普及させ、全世帯の〇〇%での実施を実現する」
- ・「公共交通機関を整備し、利用人員を□□万人以上とする」
- ・「バイオ燃料利用のためのインフラ整備、燃料製造プラント整備、普及啓発を進め、〇〇kL相当の利用を目指す」

事業量目標とは、個別の事業ごとに施策の実施量(事業量)を設定するものである。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• 施策(事業)との関連性が強調でき、PDCAサイクルを形成しやすい。• 現況推計及び将来推計の実施が必須ではないため、労力の軽減が期待される。	<ul style="list-style-type: none">• 総量としての温室効果ガス排出削減量の担保には限界がある。

目標設定のまとめ

このような目標タイプごとに、求められる温室効果ガス排出量に係る定量評価の対象、さらには都道府県、市区町村への適用を次表に整理した。

表 5.2-1 目標タイプと定量評価の対象、地方公共団体への適合性

	温室効果ガス定量評価の対象			適合する地方公共団体	
	現況推計	将来推計	施策・対策効果の推計・把握	都道府県 (政令指定都市含む)	市区町村
①総量目標	○	○	○	○	△
②部門別目標	○	○	○	○	○*
③原単位目標	○	○	○	○	△
④事業量目標	△	—	○	○	○

*) 全部門でなくてもよい

○: 適合するもの

△: 場合によって、適合するもの

6. 対策推進の施策立案、推進体制

概要

第6章では地域推進計画策定後の体制整備やフォローアップ体制のあり方等について示す。

地球温暖化対策の推進においては、地方公共団体、都道府県センター、事業者、住民等、地域の多様な主体が連携することが不可欠である。このための推進体制として「地球温暖化対策協議会」を組織し運営することも考えられる。

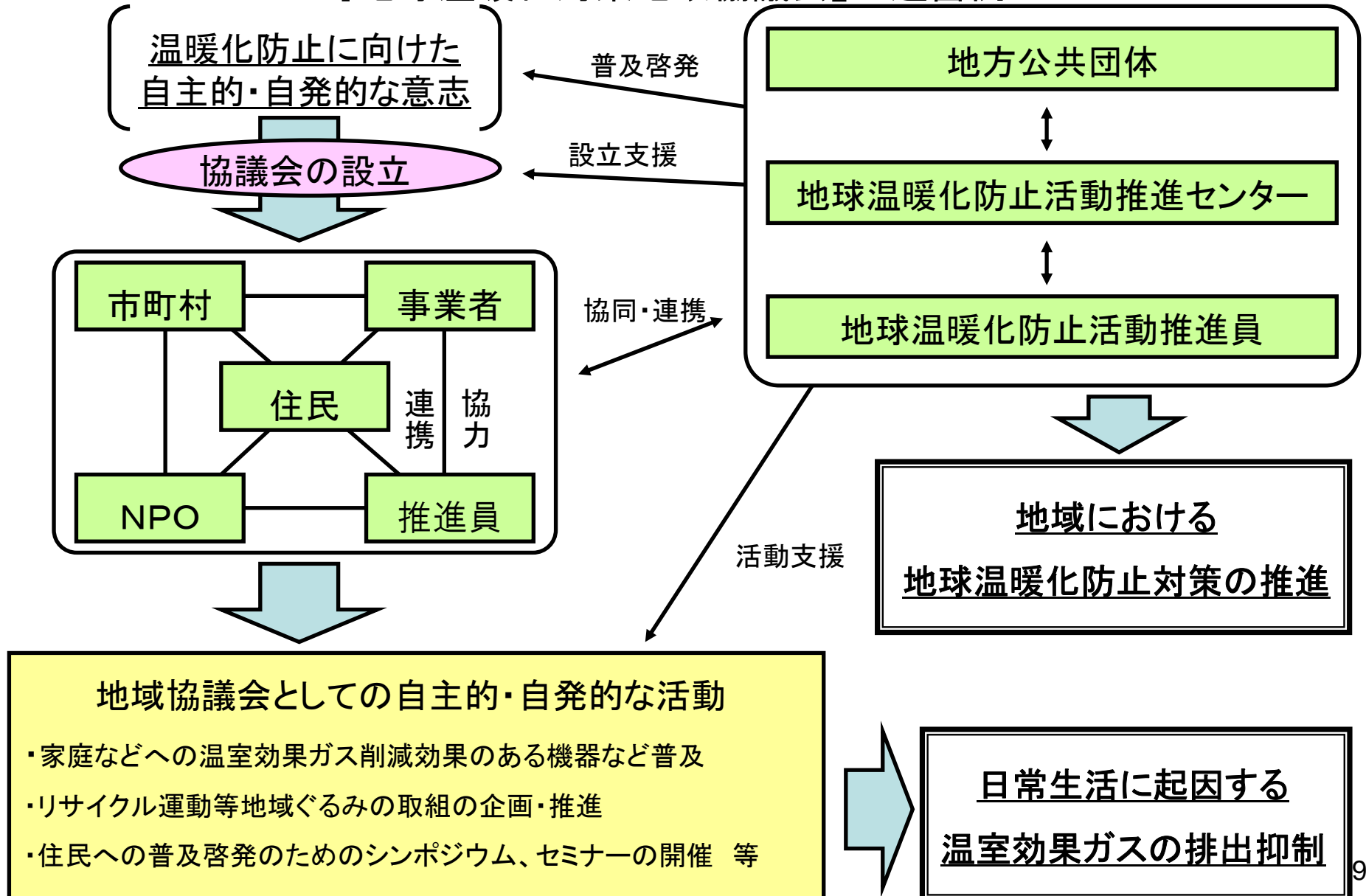
また、自治体における地球温暖化施策が有効に機能するためには、PDCAサイクルの形成、運用が不可欠である。当年度の温暖化対策事業、施策の評価を次年度の施策立案等に反映する“短期のフィードバック”と、数年単位の実績から、計画の進捗をレビューし、必要な部分を見直す“長期のフィードバック”がある。

6.1 庁内推進体制、地域内推進体制(1)

- ・ 地域推進計画で掲げる施策を着実に遂行するため、庁内、地域内において関係主体が連携した体制を整備することが必須である。
- ・ 地域における地球温暖化対策を推進する組織として『地球温暖化対策地域協議会』がある。『地球温暖化対策地域協議会』は都道府県、市区町村、都道府県センター、事業者、住民等により組織され、各地域の事情に応じた効果的な取組みや参加メンバーの役割等について協議し、地域密着型の対策を講ずることにより、日常生活における温室効果ガスの削減を図ることを目的としている。
- ・ 市区町村においては、地域推進計画策定段階から、都道府県や近隣市区町村が既に定めた地域推進計画や関連施策との連携を意識し、検討を進めることが重要である。

6.1 庁内推進体制、地域内推進体制(2)

『地球温暖化対策地域協議会』の運営例



6.1 庁内推進体制、地域内推進体制(3)

『地球温暖化対策地域協議会』の取組事例

地域協議会名称	事業名
大阪市西淀川区 なにわエコライフ協議会	脱温暖化ライフ推進支援モデル事業
宇部市地球温暖化対策ネットワーク	宇部市地球温暖化対策ネットワーク・省エネモニター事業
府中町脱温暖化市民協議会	安芸府中・ECOMMUNITY実験事業
地球温暖化対策 自由ヶ丘地域協議会	廃食用油のリサイクル事業
京のアジェンダ21フォーラム	「歩くまち・京都」エコ交通プロモーション事業
豊中アジェンダ21推進解・交通部会	モノレール駅でのレンタサイクルシステム導入事業
横浜市地球温暖化対策地域評議会	温暖化防止アクションプラン推進事業

(→本ガイドライン第6章 p90,91 参照)

6.1 庁内推進体制、地域内推進体制(4)

地域レベルにて連携した取組事例

取組事例	取り組み主体	取組内容
ウッドマイレージ CO ₂ を組み込んだ 京都産木材認証制度	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府地球温暖化防止活動推進センター ・京都府 ・木材取扱事業者 (素材生産、加工、流通) ・緑の工務店、設計事務所 	<p>地域の木を使うことは、輸送におけるCO₂の排出削減に寄与する。地域の木材として認証し(認証材)、このCO₂排出量(及び、平均値と比較した場合の削減量)を「ウッドマイレージCO₂」という環境指標を用いて、削減量を識別することが可能となる。このための認証制度を立ち上げ、証明書発行等を行っている。</p>
ネットワーク化による地域の活動の促進(TEAM)	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市地球温暖化対策地域協議会 ・くれ環境市民の会 ・地球温暖化対策はつかいちさくら協議会 ・脱温暖化ネットおんど <p>など県内10団体</p>	<p>広島県内の脱温暖化のまちづくりの主体間連携組織である地球温暖化対策地域協議会の交流・協議の場として、通称「TEAM MATE ひろしま」を2005年8月30日に設立した。</p> <p>地球温暖化対策に寄与するとともに、広島県内の地域環境力の向上を図ることを目的に、定期交流会の開催のほか、脱温暖化の普及啓発事業の共同実施、組織経営の研究などを行う。</p>

(→本ガイドライン第6章 p92,93 参照)

6.2 施策進捗状況把握、評価方法(PDCAサイクルの考え方)(1)

市町村におけるPDCA

[Plan]

計画策定においては、有識者や地域の関連主体(都道府県、産業界、地球温暖化対策推進センター、推進員等)から構成される検討会を設置、運営し、審議を行うことが望ましい。さらに、素案として作成した地域推進計画に対し、パブリックコメント募集を行うことが望ましい。

[Do]

策定した計画を具体的な行動に移すため、必要な施策を講じる。特に、施策展開において予算措置が必要なものについては、前年度の予算策定期間から検討を開始する必要がある。

[Check]

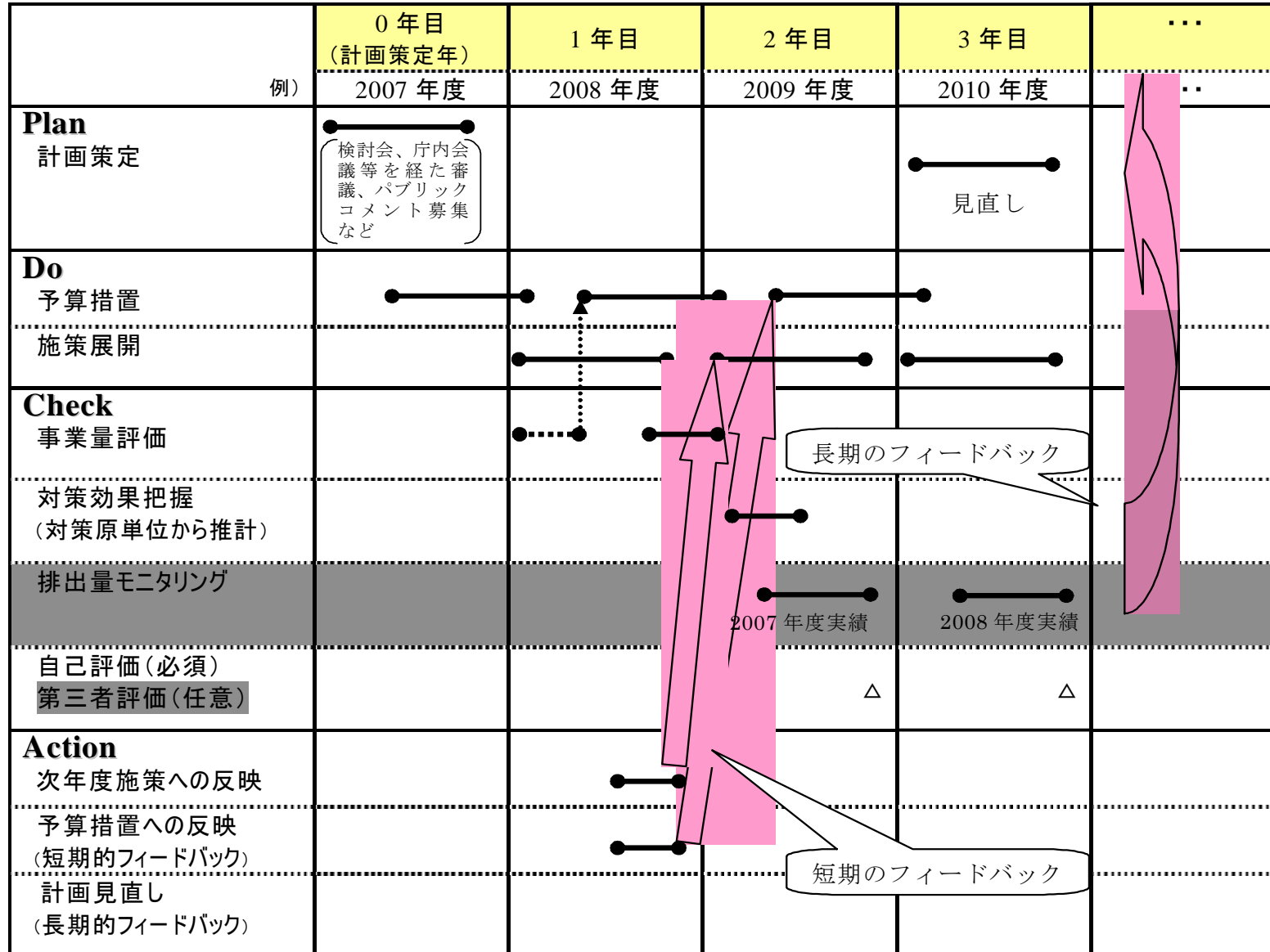
基本的には当年度に実施した施策効果を計測するため、当年度末に施策による事業量の見積もりやこれによる温室効果ガス排出抑制効果を評価することになる。評価については、原則、自己評価でよい。

[Action]

当年度の施策レビューを踏まえ、次年度への展開を図る“短期のフィードバック”を行うことが重要である。併せて、数年間の施策実施状況を評価し目標達成状況をレビューすることで、地域推進計画自体の見直しを図る“長期のフィードバック”を行う。

6.2 施策進捗状況把握、評価方法(PDCAサイクルの考え方)(2)

地球温暖化防止施策展開におけるPDCAの実施イメージ



※市区町村において網掛け部は必須でない

地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン(第3版)

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/index.html